

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年7月18日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社シティクリエイションホールディングス
【届出者の住所又は所在地】	東京都板橋区中丸町11番2号
【最寄りの連絡場所】	東京都板橋区中丸町11番2号
【電話番号】	03-5917-0610
【事務連絡者氏名】	代表取締役 高嶽 仁一
【代理人の氏名又は名称】	当該事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	当該事項はありません
【最寄りの連絡場所】	当該事項はありません
【電話番号】	当該事項はありません
【事務連絡者氏名】	当該事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社シティクリエイションホールディングス (東京都板橋区中丸町11番2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社シティクリエイションホールディングスをいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、ホリイフードサービス株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注10) 本書記載の公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

第1 【公開買付要項】

1 【対象者名】

ホリイフードサービス株式会社

2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、2024年6月10日付「株式会社シティクリエイションホールディングスによるホリイフードサービス株式会社(証券コード：3077)の株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」(以下「2024年6月10日付プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、同日に開催した取締役会において、以下の全ての条件(以下「本公開買付前提条件」といいます。)が充足されたこと(又は公開買付者により放棄されたこと)を条件として、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)スタンダード市場に上場している対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)のうち、対象者の親会社である株式会社OUNHが所有する対象者株式(2,976,800株。所有割合(注1)：52.50%)を取得するため本公開買付けを実施することを決定し、2024年7月中旬を目途に本公開買付けを実施することを目指しておりました。

(注1) 「所有割合」とは、対象者が2024年6月27日に提出した第42期有価証券報告書(以下「対象者有価証券報告書」といいます。)に記載された2024年3月31日現在の対象者の発行済株式総数(5,670,000株)から、対象者有価証券報告書に記載された対象者が所有する同日現在の自己株式数(439株)を控除した株式数(5,669,561株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。以下、別段の記載がある場合を除き、所有割合の計算において同じとします。)をいいます。

対象者の取締役会が、麻布台1号有限責任事業組合公開買付け(注2)及び本公開買付けに関して利害関係を有しない出席取締役の全員一致をもって、本公開買付けに賛同又は中立である旨の意見表明を行うことの決議が適法かつ有効に行われ、かつ修正又は撤回されていないこと

(注2) 麻布台1号有限責任事業組合の2024年5月16日付「ホリイフードサービス株式会社株式(証券コード：3077)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(以下「麻布台1号有限責任事業組合による公開買付開始プレスリリース」といいます。)において公表された麻布台1号有限責任事業組合が対象者の親会社である株式会社OUNHが所有する対象者株式を取得し、対象者を連結子会社化することを目的とした麻布台1号有限責任事業組合による対象者株式に対する公開買付け(買付予定数の下限：対象者の親会社である株式会社OUNHが所有する対象者株式と同数である2,976,800株(所有割合：52.50%)、買付予定数の上限3,685,300株(所有割合：65.00%))を意味します。以下同じです。

公開買付者が、対象者に係る業務等に関する重要事実(法第166条第2項に定めるものをいいます。以下同じです。)であって対象者が公表していないものを認識していないこと

対象者の財政状態に重大な悪影響を与える事由(法第27条の11第1項但書に定める公開買付けの撤回が認められる事由をいいます。以下同じです。)が生じていないこと

麻布台1号有限責任事業組合公開買付けが成立していないこと(本公開買付け開始日の前日において、本公開買付け開始日に麻布台1号有限責任事業組合公開買付けにおける公開買付期間の末日が経過しておらず継続している状態にあると判断される場合を含みます。)

なお、2024年6月10日付プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、本公開買付けにおいては、株式会社OUNHが所有する対象者株式(以下「対象株式」といいます。)を同社の破産管財人(以下「破産管財人」といいます。)から取得する予定であるところ、破産管財人による本公開買付けにおける対象株式の売付け等は、破産手続中の破産管財人による有価証券の譲渡(破産法(平成16年法律第75号。その後の改正を含みます。)第78条第2項第8号)に該当するため、破産管財人において裁判所の許可(以下「本裁判所許可」といいます。)を得ることが必要となります。

加えて、対象株式には、城ヶ島合同会社及び株式会社みずほ銀行(以下、総称して「本質権者」といいます。)による質権が設定されており、破産管財人及び本質権者は、破産管財人を通じた本公開買付けへの応募を法的に可能とすべく、本裁判所許可を停止条件とした対象株式にかかる受戻しの合意を締結することが必要となります。

そこで、公開買付者は、2024年5月24日、善国寺坂法律事務所を通じて、破産管財人に対して、公開買付者による対象者株式に対する公開買付けを実施する旨を提案し、破産管財人及び本質権者との協議が可能であるか否かについて問い合わせを行いました。

そうしたところ、公開買付者は、2024年5月25日、破産管財人から協議に応じるとの連絡を受け、2024年5月27日、善国寺坂法律事務所が公開買付者のリーガルアドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業が城ヶ島合同会社のリーガルアドバイザーとして、岩田合同法律事務所が株式会社みずほ銀行のリーガルアドバイザーとして同席の下、破産管財人及び本質権者と面談を行いました(以下「5月27日面談」といいます。)

公開買付者は、5月27日面談において、麻布台1号有限責任事業組合の2024年5月16日付「ホリイフードサービス株式会社株式(証券コード:3077)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」で公表された麻布台1号有限責任事業組合による対象者株式に対する公開買付け(以下「麻布台1号有限責任事業組合公開買付け」といいます。)が行われていることを踏まえ、破産管財人及び本質権者に対し、麻布台1号有限責任事業組合による公開買付届出書が提出された2024年5月17日の前日における対象者株式の東京証券取引所での取引終値(392円)を踏まえ、対象株式の全てにつき、買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)を1株につき392円として公開買付けを行うこと等を内容とする意向表明書の提出を行うとともに、公開買付けの条件として買付予定の株券等の数は3,685,300株(所有割合:65.00%)、買付け等の価格は392円を検討していることを説明いたしました。また、対象者の2024年5月16日付「麻布台1号有限責任事業組合による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明及び株式会社玉光堂ホールディングスとの業務提携契約締結に関するお知らせ」(以下「麻布台1号有限責任事業組合意見表明プレスリリース」といいます。)によれば、破産管財人と麻布台1号有限責任事業組合は、麻布台1号有限責任事業組合公開買付けの買付け予定数の上限を3,685,300株(所有割合:65.00%)とすることで合意したとのことです。そこで、当該面談において、公開買付者は、公開買付けの条件として買付予定の株券等の数を3,685,300株(所有割合:65.00%)とした理由について麻布台1号有限責任事業組合による公開買付届出書に記載のとおり、破産管財人は買付予定数の上限には一定の余裕を持たせたいとの意向を有していること、また、公開買付者は対象者の上場を維持する方針であることから、本公開買付けにおける買付予定数の上限を3,685,300株(所有割合:65.00%)として、麻布台1号有限責任事業組合公開買付けにおける条件に合わせることを説明いたしました。

公開買付者は、5月27日面談において、破産管財人から、買付等の価格だけではなく、公開買付けの実施に至るまでの対象者との協議も含めた詳細なスケジュール並びに公開買付け開始の前提条件等を明示した、正式な意向表明書の提出の依頼を受けました。

これを受けて、公開買付者は、2024年5月30日、破産管財人に対して、公開買付けの実施に至るまでの対象者との協議も含めた詳細なスケジュール並びに公開買付け開始の前提条件等を明示した正式な意向表明書(以下「本意向表明書」といいます。)を提出しております。そして、本意向表明書には、本公開買付けの買付け予定数の下限を2,976,800株(所有割合:52.50%)、上限を3,685,300株(所有割合:65.00%)とする旨が明記されています。

本意向表明書提出後、2024年5月30日、公開買付者は、破産管財人から、「破産管財人及び本質権者で協議の結果、公開買付者の提案は、経済産業省が2023年8月31日に公表した『企業買収における行動指針 - 企業価値の向上と株主利益の確保に向けて - 』(以下「企業買収行動指針」といいます。)における『真摯な買収提案』(同指針3.1.2)として検討に値するものとする。破産管財人より対象者にその旨速やかに伝達する予定である。」旨の連絡(以下「本件連絡」といいます。)を受けました。なお、公開買付者は、2024年6月4日、破産管財人に対し、対象者株式を2,000株(所有割合:0.04%)所有しており、公開買付け後の所有割合を65.00%とするため、本意向表明書における本公開買付けの買付予定数の上限を64.97%に訂正する旨を連絡し、破産管財人から異議は述べられませんでした。それ以降、公開買付者は、対象者との間で2024年6月24日まで、破産管財人及び本質権者との間で2024年7月9日まで、本公開買付けに係る協議・交渉を継続してまいりました。

なお、公開買付者は、破産管財人から、麻布台1号有限責任事業組合公開買付けにおける公開買付期間は2024年5月17日(金曜日)から2024年6月13日(木曜日)までとされているところ、公開買付者による本公開買付けに係る提案が、対象者の企業価値の向上及び対象者株主の共同の利益の確保の観点に照らして、賛同すべきか否かを判断するための期間として1か月の期間が必要となると考えられるが、本公開買付けの開始前に麻布台1号有限責任事業組合公開買付けが成立する可能性があるため、公開買付者において、麻布台1号有限責任事業組合公開買付けの期間末日までに本公開買付けの「開始予定」の公表がなければ、破産管財人としては本質権者と協議の上、麻布台1号有限責任事業組合公開買付けに応諾する可能性があるところであり、本公開買付けについて検討すること自体、困難となる可能性がある、との指摘を受けました。そこで、公開買付者は、麻布台1号有限責任事業組合公開買付けにおける公開買付期間の末日である2024年6月13日(木曜日)までに、本公開買付けの「開始予定」の公表を行うことを決定し、2024年6月10日付プレスリリースにて、同年7月中旬を目途に本公開買付けを開始することを目指していることを公表いたしました。

そして、かかる公開買付者と対象者との協議・交渉の結果、対象者が2024年7月17日付で公表した「株式会社シテイクリエイションホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下「対象者意見表明プレスリリース」といいます。)のとおり、対象者は、2024年6月10日付の対象者取締役会決議において設置を決定した、対象者、麻布台1号有限責任事業組合、公開買付者及び株式会社OUNHとの間に利害関係を有しない、四ツ倉宏幸(独立役員である社外取締役)、中村岳広(独立役員である社外監査役)及び戸村修一(社外監査役)の3名から構成される特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。)から、対象者取締役会としては、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨の決議をすることが相当であると考えられるとの答申内容を含む答申書(以下「本答申書」といいます。)の提出を受けたとのことです。そして、対象者は、公開買付者が対象者の親会社となることで一定のシナジーの実現が期待され、対象者の事業基盤のさらなる強化に資すると考えたものの、本公開買付価格が麻布台1号有限責任事業組合公開買付けにおける買付け等の価格を上回る価格として公開買付者により提案され、特段破産管財人から異論を述べられなかったことを受け公開買付者にて決定されたものであり、対象者は第三者算定機関に対象者株式の株式価値の算定を依頼しておらず、本公開買付価格が対象者の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて対象者として独自に検証を行っているものではないこと、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を目的とするものではなく、公開買付者は本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、対象者の株主の皆様としては本公開買付け後も対象者株式を所有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることなどに鑑み、本公開買付価格の妥当性については対象者としての判断を留保することが適切であると判断したとのことです。上記理由に基づき、対象者は、同日開催の対象者取締役会において、取締役4名全員が決議に参加し、決議に参加した取締役4名全員の一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。これにより、公開買付者は、2024年7月17日付で、本公開買付前提条件 が充足されることを確認いたしました。

また、公開買付者は、対象者から、2024年7月17日時点において、対象者に係る業務等に関する重要事実であって対象者が公表していないものについて、報告を受けていないことから、同日、公開買付者は、対象者に係る業務等に関する重要事実であって対象者が公表していないものについて認識していないことを確認し、本公開買付前提条件 が充足することを確認いたしました。さらに、公開買付者は、対象者から、2024年7月17日時点において、対象者の財政状態に重大な悪影響を与える事由は生じていない旨の報告を受け、同日、当該事由は生じていないと判断し、本公開買付前提条件 が充足することを確認いたしました。

麻布台1号有限責任事業組合は、2024年6月14日付公開買付報告書を提出し、麻布台1号有限責任事業組合公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等の総数が、買付け予定数の下限に満たなかったことから、買付け等を行わないことを公表しています。そのため、公開買付者は、2024年6月14日、麻布台1号有限責任事業組合公開買付けが成立していないこと(すなわち、本公開買付前提条件 が充足されたこと)を確認しております。

なお、公開買付者は、本公開買付前提条件について、放棄した条件はありません。

これらにより、公開買付者は、2024年7月17日付で、本公開買付前提条件、及びが充足されることを確認し、本公開買付前提条件、及びの全てが充足されることを確認したことから、2024年7月17日開催の取締役会において、本公開買付けを2024年7月18日から開始することを決定いたしました。なお、下記「(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針」の「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、公開買付者は、2024年5月17日付の麻布台1号有限責任事業組合による公開買付開始プレスリリースにおいて、麻布台1号有限責任事業組合公開買付けの開始及びその条件等を知るに至りました。そして、麻布台1号有限責任事業組合公開買付けにおける公開買付期間は2024年5月17日(金曜日)から2024年6月13日(木曜日)までとされており、本公開買付けの開始前に麻布台1号有限責任事業組合公開買付けが成立する可能性があったことから、公開買付者は、2024年6月13日までに、破産管財人から、公開買付者の本公開買付けに係る提案が検討に値するものであるとの意見を取得する必要がありました。そこで、公開買付者は、対象者に対するデュー・ディリジェンスを行うことなく、麻布台1号有限責任事業組合による公開買付届出書が提出された2024年5月17日の前日である2024年5月16日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値392円を本公開買付価格とする本意向表明書を提出しました。その後、公開買付者は、2024年7月9日、破産管財人に対し、改めて、本意向表明書記載の金額で公開買付けを開始した場合、破産管財人において応募いただけるか意思確認したところ、破産管財人から、裁判所の許可が得られ、本質権者の同意が得られた場合には応募する方向で検討している、という回答を得ました。以上の理由から、公開買付者は、対象者に対するデュー・ディリジェンスを行っておらず、対象者の詳細な株式価値を算定することが不可能であったことから、麻布台1号有限責任事業組合による公開買付届出書が提出された2024年5月17日の前日である2024年5月16日における対象者株式の終値と同額である1株当たり392円(麻布台1号有限責任事業組合公開買付価格の1株当たり330円よりも62円(18.8%)高い価格になります。)で公開買付けを行うことを決定しております。

なお、公開買付者は、本書提出日現在、対象者株式を2,000株(所有割合：0.04%)所有しております。

また、公開買付者は、2024年5月30日、破産管財人に対して、公開買付けの実施に至るまでの対象者との協議も含めた詳細なスケジュール並びに公開買付け開始の前提条件等を明示した本意向表明書を提出しております。そして、本意向表明書には、本公開買付けの買付け予定数の下限を2,976,800株(所有割合：52.50%)、上限を3,685,300株(所有割合：65.00%)とする旨が明記されています。本意向表明書提出後、2024年5月30日、公開買付者は、破産管財人から、本件連絡を受けました。

なお、公開買付者は、2024年6月4日、破産管財人に対し、対象者株式を2,000株(所有割合：0.04%)所有しており、公開買付け後の所有割合を65.00%とするため、本意向表明書における本公開買付けの買付予定数の上限を64.97%に訂正する旨を連絡し、破産管財人から異議は述べられませんでした。

また、公開買付者は、2024年6月6日、破産管財人に対し、本件連絡に係る買付け予定数の下限及び上限に関する破産管財人の意向について問い合わせを行いましたところ、破産管財人から、2024年6月6日、本公開買付けについて、「本意向表明書に明記された買付け予定数の下限及び上限が、麻布台1号有限責任事業組合公開買付けの水準以上であること(必ずしも同じである必要はない)を前提に、『本意向表明書は検討に値すると考える。』旨の意見を述べたものである。」旨の回答を取得したことから、破産管財人は対象株式の全部を売却する意向を有していると考えました。そこで、本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限を、対象株式数と同数の2,976,800株(所有割合：52.50%)としております。したがって、公開買付者は、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(2,976,800株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

他方、本公開買付けは、対象者を連結子会社とすることを目的とするものであり、対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は、本公開買付けの成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針です。また、麻布台1号有限責任事業組合意見表明プレスリリースによれば、破産管財人と麻布台1号有限責任事業組合は、麻布台1号有限責任事業組合公開買付けの買付け予定数の上限を3,685,300株(所有割合：65.00%)とすることで合意したとのことです。そして、本公開買付けにおいては、対象株式の全部を取得する予定であるところ、麻布台1号有限責任事業組合による公開買付届出書によれば、麻布台1号有限責任事業組合公開買付けにおいて株式会社OUNH以外の対象者の株主からの売付け等がなされる可能性もあることから、公開買付者は、破産管財人が対象株式の全部を売却するために買付予定数の上限には一定の余裕を持たせたいとの意向を有していると考えました。

そこで、公開買付者は、2024年5月30日、破産管財人に対して、公開買付けの実施に至るまでの対象者との協議も含めた詳細なスケジュール並びに公開買付け開始の前提条件等を明示した本意向表明書を提出しております。そして、本意向表明書には、本公開買付けの買付け予定数の下限を2,976,800株(所有割合:52.50%)、上限を3,685,300株(所有割合:65.00%)とする旨が明記されています。

本意向表明書提出後、2024年5月30日、公開買付者は、破産管財人から、本件連絡を受けました。

なお、公開買付者は、2024年6月4日、破産管財人に対し、対象者株式を2,000株(所有割合:0.04%)所有しており、公開買付け後の所有割合を65:00%とするため、本意向表明書における本公開買付けの買付予定数の上限を64.97%に訂正する旨を連絡し、破産管財人から異議は述べられませんでした。

また、公開買付者は、破産管財人から、2024年6月6日、本公開買付けに係る本件連絡は、「本意向表明書に明記された買付け予定数の下限及び上限が麻布台1号有限責任事業組合公開買付けの水準以上であること(必ずしも同じである必要はない)を前提に、『本意向表明書は検討に値すると考える。』旨の意見を述べたものである。」旨の回答を取得したこと、また、公開買付者は対象者の上場を維持する方針であることから、公開買付者は、本公開買付けにおける買付予定数の上限を3,683,300株(所有割合:64.97%)としております。応募株券等の総数が買付予定数の上限(3,683,300株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

なお、本公開買付けにおいては、対象株式を同社の破産管財人から取得する予定であるところ、破産管財人による本公開買付けにおける対象株式の売付け等は、破産手続中の破産管財人による有価証券の譲渡(破産法第78条第2項第8号)に該当するため、破産管財人において本裁判所許可を得ることが必要となります。

また、対象株式には、本質権者による質権が設定されており、破産管財人及び本質権者は、破産管財人を通じた本公開買付けへの応募を法的に可能とするべく、本裁判所許可を停止条件とした対象株式にかかる受戻しの合意を締結することが必要となります。

公開買付者は、公開買付者及び対象者の提携により、対象者の企業価値の向上を図るため、下記「(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針」の「 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者の飲食店事業において、デジタル化による顧客満足度の向上及び売上の増加、出店加速とフランチャイズ展開支援、人材育成と採用支援及び収益力強化とコスト削減の施策を講じることを予定しております。

なお、本公開買付けの成立後の公開買付者及び対象者の具体的な取組の詳細につきましては、今後、公開買付者及び対象者の間で協議・検討を進めてまいります。

破産管財人によれば、本公開買付けによって対象株式の全部の買付け等が行われなかった場合、2024年7月18日現在、本公開買付けによって買付け等が行われなかった対象株式の売却の実施又は実施する場合の売却の時期及び売却方法については未定であるとのことです。

2024年7月18日現在、株式会社OUNHIは対象者の親会社ですが、公開買付者が本公開買付けにより対象株式の全てを取得した場合、株式会社OUNHIは対象者の親会社に該当しないこととなり、対象者の親会社の異動が生じることとなります。

また、公開買付者は、本公開買付けに係る決済には、自己資金を用いる予定です。

対象者意見表明プレスリリースによれば、対象者は、シテイクワ法律事務所からの法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限尊重しながら、本公開買付けの諸条件について慎重に協議及び検討を行ったとのこと。その結果、対象者は、下記「(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針」の「 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「() 本公開買付けに係る検討・交渉の経緯等」に記載のとおり、公開買付者が対象者の親会社となることで一定のシナジーの実現が期待され、対象者の事業基盤のさらなる強化に資すると考えたものの、本公開買付価格が麻布台1号有限責任事業組合公開買付けにおける買付け等の価格を上回る価格として公開買付者により提案され、特段破産管財人から異論を述べられなかったことを受け公開買付者にて決定されたものであり、対象者は第三者算定機関に対象者株式の株式価値の算定を依頼しておらず、本公開買付価格が対象者の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて対象者として独自に検証を行っているものではないこと、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を目的とするものではなく、公開買付者は本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、対象者の株主の皆様としては本公開買付け後も対象者株式を所有するという選択肢をとることに十分な合理性が認められることなどに鑑み、本公開買付価格の妥当性については対象者としての判断を留保することが適切であると判断し、2024年7月17日開催の取締役会において、取締役4名全員が決議に参加し、決議に参加した取締役4名全員の一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについて対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのこと。

なお、上記決議に係る取締役会には、対象者の監査役3名全員が出席し、いずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのこと。

なお、対象者における本公開買付けに対する意見及び意思決定の過程については、対象者意見表明プレスリリース及び下記「(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針」の「 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針は、以下のとおりです。なお、以下の記載のうち、対象者に関する記載は、対象者が公表した情報及び対象者から受けた説明に基づくものです。

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者の概要

公開買付者は、公開買付者グループ(以下に定義します。)におけるシナジー効果を高めるとともに、将来的な事業展開を見据えた経営資源の適切な配分を実現することを目的として2008年に設立された株式会社であり、子会社の経営、管理を行う純粋持株会社です。公開買付者の株主に関しては、本日現在、指田仁氏が発行済株式総数の89.20%を所有しています。なお、指田仁氏は、対象者との間で、資本関係、取引関係、人的関係はありません。前身は2005年に設立した公開買付者の子会社である株式会社DEITAであり、株式会社DEITAは2006年に派遣事業・人材紹介事業を開始し、その後、当該事業から営業会社へとシフトし2011年に現在の主要事業であるBPO事業(企業の業務プロセスを一括して外部に委託するアウトソーシングの一種です。)を開始いたしました。現在、公開買付者グループの主要事業としては、個人や法人に自社製品やシステム、プラットフォーム、ツールなどのサービスを販売、提供したい企業、団体のマーケティング支援業務や営業代行業務、自社サービスの販売、提供並びにコーポレートベンチャーキャピタル事業等を行っております。

本日現在、公開買付者及び公開買付者の子会社である株式会社DEITA、CC TRUST PTE. LTD.、株式会社AlIncubator、株式会社アルドア、株式会社OKOLOGIE LEBENの6社(以下、総称して「公開買付者グループ」といいます。)は、個人や法人に対して自社製品やシステム、プラットフォーム、ツールなどのサービスを販売、提供したい企業、団体のマーケティング支援業務や営業代行業務を中核に、地方自治体のプレミアム商品券の発行・運営、通信キャリア各社のWi-Fi設備支柱設置展開時の設置店舗との契約開拓等で実績を上げることで、クライアント(企業、地方自治体等)様からの評価を得ているものと考えております。公開買付者グループは飲食店の顧客に対し、累計5万件以上の契約を締結しており、飲食店のDX推進支援やデリバリーサービスの導入・強化などを通じて、業績向上に貢献しているものと考えております。

また、2005年における公開買付者グループの創業以降積み重ねて参りました事業の発展拡大に関するノウハウを駆使し、業績の停滞している企業・事業に対して、資本参加を含めた事業再生・改善及びベンチャー企業に対するコーポレートベンチャーキャピタル事業も行っています。

対象者の事業

対象者意見表明プレスリリースによれば、対象者は、1983年3月に茨城県ひたちなか市においてホリイフードサービス有限会社として設立され、1993年7月に資本金10,000千円の株式会社に組織変更した後、2007年4月に株式会社ジャスダック証券取引所JASDAQ市場に株式上場を果たし、その後各証券取引所の統合に伴い、2013年7月から東京証券取引所JASDAQ市場(スタンダード)に移行、2022年4月に東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所JASDAQ市場(スタンダード)からスタンダード市場に移行したとのことです。対象者は、「総合飲食企業として、働く者が誇りの持てる企業を目指す」という創業の精神に則り、「それでお客様は満足か!」をスローガンに掲げ、一人でも多くの笑顔を実現することを事業の根幹と位置付けているとのことです。また、創業以来「居酒屋 村さ来」のフランチャイジーとして、良質の商品を安定価格で供給できるチェーンストアを運営し、フランチャイズ本部との長年にわたるパートナーシップから習得したノウハウを活かし、自社商号の飲食店の開発についても積極的に取り組み、立地・商圏人口・客単価・アルコール比率・男女比率・年齢層等のターゲット別に店舗を構築し、業態数を最適にバランスさせることによりリスク分散を図りながら、総合飲食企業を目指した多店舗展開に取り組んでいるとのことです。

対象者意見表明プレスリリースによれば、対象者グループは、2024年5月16日時点で、対象者及び子会社1社(株式会社ホリイ物流。以下「ホリイ物流」といいます。)により構成されており、関東エリアを中心に、オリジナル部門9業態、フランチャイズ3業態での和風ダイニングレストランを中心とした外食事業を展開しているとのことです。

しかしながら、対象者によれば、飲食業は、チェーン展開の加速、様々な業態の出店、中食市場の成長などの成熟化により、より厳しい市場競争が生じているとのことです。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置に基づく行政からの要請に従い、関東及び東北地方1都8県で時短営業及び休業対応を行うなど、外食需要自体が低迷する非常に厳しい状況があったとのことです。2023年3月期においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた自治体等からの店舗休業や時間短縮営業等の要請は行われなかったものの、新たな変異株の発生による感染拡大が繰返されたことにより、日本国内において新型コロナウイルス感染症の感染が確認される以前の2019年3月期には6,660百万円であった売上高が、想定を下回る4,053百万円にとどまり、354百万円の営業損失を計上したとのことです。

このような事業環境や業績をふまえ、対象者としては、企業価値の増大のため、ご来店いただいたお客様の再来店へとつなげる店舗運営を可能とするためのQSC(クオリティ・サービス・クレンリネス)レベルの更なる向上による顧客満足度及び従業員満足度の向上、商品力の強化、業態構成の適正化、事業構成の多角化、人事制度・教育体制の充実、営業エリアの選定、店舗網の拡充、管理体制の確立、自然災害への対処といった課題に取り組んでいるとのことです。

上記に加え、コロナ禍を経たお客様の行動様式の変化に対応すべく、テイクアウト及びデリバリー対応、更には少人数化した宴会予約利用に応える営業を推し進めた他、エネルギーコスト・原材料価格の高騰に対しては、店舗メニューの入替えや業態変更等を通じた適切なコントロールを心がけているとのことです。更には、顧客満足度及び従業員満足度の更なる向上による既存店舗の業況改善を主軸としながらも、新規出店・業態変更・店舗閉鎖を効果的に実行した結果、2024年3月期においては、売上高4,656百万円、営業利益69百万円と、2020年3月期以来となる通期営業黒字を実現したとのことです。

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

対象者意見表明プレスリリースによれば、対象者の親会社である株式会社OUNHは、その子会社(対象者グループを除きます。)と一体となり居酒屋を中心とした飲食事業を営んでいたところ、2020年3月期以降、新型コロナウイルス感染症の影響により業績が急激に悪化し、自主的に事業を再建することが困難になったことから、株式会社OUNHが自社で営む飲食事業の一部及び対象者を除き、2023年6月30日付で飲食事業をスポンサーに譲渡した後、2023年7月28日付で破産手続開始の申立てを行ったとのことです。対象者意見表明プレスリリースによれば、対象者は、株式会社OUNHの子会社ではあるものの、株式会社OUNHとの間に人的関係及び取引関係はなく(注)、株式会社OUNHとは独立して経営され、株式会社OUNHの破産による対象者の業績等への影響はないとのことであり、破産管財人は、対象株式を売却する方針を決定し、その売却先を選定するため入札手続を実施し、麻布台1号有限責任事業組合が譲渡先に決定されたとのことです。その後、破産管財人と麻布台1号有限責任事業組合による協議を経て、麻布台1号有限責任事業組合による公開買付開始プレスリリースが公表され、2024年5月17日、麻布台1号有限責任事業組合公開買付けが開始されました。

(注) 対象者有価証券報告書においては、対象者の親会社である株式会社OUNHとの間で関係がない旨記載されております。

公開買付者グループは、クライアントの営業代行やマーケティング支援を行う事業会社、ベンチャーキャピタル事業を行っているファイナンス事業者等の子会社の経営管理等を行っております。2008年9月1日に前身である株式会社DEITAをBPO事業子会社とする純粋持株会社として設立し「“ワクワク”をつくり提供し続ける」というVisionを掲げ、「人材を人財に変える」というMissionのもと、3つの追求(「成長の追求」「愉しさの追求」「チームワークの追求」)にてValue(企業価値)の向上を図っております。

公開買付者グループは、これまで、前身である株式会社DEITAにて人材派遣・人材紹介事業からスタートし、働き易い環境、雇用を創出すべく様々なクライアントの仕事に就けるようシステム、仕組みを構築してきたものと考えております。人材派遣、紹介事業を通して様々なビジネス、業務でのノウハウを蓄積し、人材派遣、紹介事業から通信インフラサービスの販売、提供や、飲食店などへのレジ、決済サービスの販売、提供、導入支援など営業会社へとシフトし、更に自社事業としてはタクシー・ハイヤー事業(東京、名古屋)など多岐に亘るサービス販売、提供事業を全国展開し、様々なビジネスのノウハウを蓄積していると考えております。

公開買付者グループは、現在では、J-COMから同社のサービスを営業代行して販売、提供する、また太陽光パネルや太陽光パネルでの電力を蓄積する蓄電池の仕入、販売などを個人に行うB2C事業、主に飲食店や美容室他企業を中心とした売上高向上、業務効率化ツール・サービスの販売、提供、そして電気、ガスなどコストの運営最適化を総合的に改善提案コンサルティングするB2B事業、さらには、地方自治体等官公庁が地域活性化として取り組んでいるプレミアム商品券等取り扱い店舗の獲得や販売代行などの業務を入札形式にて地方自治体から落札してその業務を行うB2G事業を行い、営業の支援、コンサルティング他、クライアントの課題解決に向けた自社サービスの販売・提供も行っています。

また、公開買付者グループは、2005年の公開買付者グループの創業以降積み重ねて参りました事業の発展拡大に関するノウハウを駆使し、業績の停滞している企業・事業に対して、資本参加を含めた事業再生・改善、並びに、ベンチャー企業に対するコーポレートベンチャーキャピタル事業も行っており、公開買付者は、公開買付者グループと事業シナジーのある飲食チェーン事業を行う企業の買収、資本参加の検討を継続的に行ってまいります。

公開買付者は、その子会社である株式会社DEITAが展開するコンサルティング事業及び人材派遣・人材紹介事業を通じて、飲食店におけるフランチャイズ獲得営業を行っており、毎月150店舗以上のフランチャイズ店舗を獲得しています。また、飲食店向けのモバイルオーダーシステムやタブレット型接客端末の導入支援、飲食店の経営コンサルティング、DX化推進による経費削減支援などの顧客は、毎月50店舗以上増加しており、公開買付者グループと飲食店との累計契約数は5万件を超えております。さらに、公開買付者グループは、全国主要都市に営業所を構えており、人材不足への対応や人材育成と採用支援などを提供するリソースなども保有していることから、対象者における飲食店事業との親和性があると判断しております。

一方で、麻布台1号有限責任事業組合による公開買付届出書によれば、麻布台1号有限責任事業組合は以下のシナジーが生じると考えていたとのことです。

(a) 玉光堂HDが運営する店舗及びインターネット通信販売業との協業

麻布台1号有限責任事業組合の組合員である株式会社玉光堂ホールディングス(以下「玉光堂HD」といいます。)は、その子会社を通じてCD・DVD等を販売する店舗を運営しており、対象者が店舗を有する1都9県においても21店舗を運営していることから、対象者店舗の広告掲示やクーポン券配布等によって対象者店舗への送客が可能であると思われたこと。また、麻布台1号有限責任事業組合の組合員である玉光堂HDは、その子会社を通じてインターネット通信販売事業を行っており、対象者において食料品ギフトやミールキット等インターネット販売に適した商材を開発することにより、人材不足に対応した新たな事業として見込むことが可能であると思われたこと。

(b) 玉光堂HDが保有する物流センターの相互利用

麻布台1号有限責任事業組合の組合員である玉光堂HDは、その子会社において、商品の荷受け・検品、管理・格納、ピッキング、梱包・包装、出荷、輸送・配送までの一連の作業をワンストップで行う物流センターを茨城県内に有しており、対象者の子会社であるホリイ物流を含めた協業や効率改善が可能であると思われたこと。

(c) 物件情報ネットワークの拡大

麻布台1号有限責任事業組合の組合員である玉光堂HDは小売店舗を多数運営しており、各地における各種商業施設等との広範なネットワークを活用することで、対象者における新規出店及び撤退店舗の引継ぎに関するサポートが期待できたこと。

しかしながら、本公開買付けは、下記「(1) デジタル化による顧客満足度の向上及び売上げの増加」及び「(2) 出店加速とフランチャイズ展開支援」に記載のとおり、デジタル化による顧客満足度の向上及び売上の増加、出店加速とフランチャイズ展開支援の施策を実施することによって、対象者の飲食店における集客力及び店舗数を増加させ、対象者の飲食店事業における売上げの向上につながるものと考えております。また、本公開買付けは、下記「(3) 人材育成と採用支援」及び「(4) 収益力強化とコスト削減」に記載のとおり、人材育成と採用支援及び収益力強化とコスト削減の施策を行うことによって、事業における経費削減及び生産性の向上につながるものと考えております。そのため、対象者の事業と親和性が高く、麻布台1号有限責任事業組合公開買付けよりも対象者の企業価値向上に貢献することができると考えられることから、麻布台1号有限責任事業組合公開買付けよりも、本公開買付けが魅力的な提案であるものと考えておりました。

上記の理由から、公開買付者は、本「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者の飲食店事業において、デジタル化による顧客満足度の向上及び売上の増加、出店加速とフランチャイズ展開支援、人材育成と採用支援及び収益力強化とコスト削減の施策を実施することができると考えていたことから、対象者の事業内容は公開買付者グループとの事業シナジーが高いと考えており、対象者が2023年8月4日に公表した「2024年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」において、対象者における2024年3月期の業績予想が黒字であったこと、時価総額が20億円程度であり、公開買付者の事業規模でも企業価値の向上に寄与し易いこと、飲食業というビジネスモデルが公開買付者グループが主として営む営業代行業等と相乗効果を発揮し易いこと等に照らして、対象者株式の取得に関心を持っており、資本参加や業務提携等の提案、交渉を行いたく準備を進めておりました。2024年5月16日には対象者の2024年3月期の決算短信が開示されることを見込まれたことから、公開買付者においても資本参加や業務提携等の具体的提案内容を検討するために2024年3月期の決算短信の内容を確認することを考えていましたところ、同日付の麻布台1号有限責任事業組合による公開買付開始プレスリリースにおいて、麻布台1号有限責任事業組合公開買付けの開始及びその条件等を知るに至りました。なお、公開買付者は、破産管財人が対象株式の入札手続を実施していることを知らなかったため、入札に参加することはできませんでした。

このような状況の下、公開買付者は、2024年5月24日、公開買付者、対象者及び株式会社OUNHから独立したリーガルアドバイザーである善国寺坂法律事務所を選任し、同日、2024年5月16日付の麻布台1号有限責任事業組合による公開買付開始プレスリリース及び麻布台1号有限責任事業組合意見表明プレスリリース、並びに2024年5月17日付の麻布台1号有限責任事業組合による公開買付届出書を確認し、公開買付者において、麻布台1号有限責任事業組合公開買付けとは異なる条件での公開買付けの提案、実施が可能であるかの議論及び検討を開始しました。そして、公開買付者は、麻布台1号有限責任事業組合公開買付けにおいては、破産管財人による株式会社OUNHの破産手続に対する方針等が重視されるであろうと考えられることから、2024年5月24日、善国寺坂法律事務所を通じて、破産管財人への問い合わせを行い、破産管財人に対して、公開買付者による対象者株式に対する公開買付けを実施する旨を提案し、破産管財人及び本質権者との協議が可能であるか否かについて問い合わせを行いました。公開買付者は、2024年5月25日、破産管財人から協議に応じるとの連絡を受け、5月27日面談を行い、破産管財人及び本質権者に対し、麻布台1号有限責任事業組合による公開買付届出書が提出された2024年5月17日の前日における対象者株式の東京証券取引所での取引終値(392円)を踏まえ、対象株式の全てにつき、買付け等の価格を1株につき392円として公開買付けを行うこと等を内容とする意向表明を行うとともに、公開買付けの条件として買付予定の株券等の数は3,683,300株(所有割合:64.97%)、買付け等の価格は392円を検討していることを説明いたしました。また、麻布台1号有限責任事業組合意見表明プレスリリースによれば、破産管財人と麻布台1号有限責任事業組合は、麻布台1号有限責任事業組合公開買付けの買付け予定数の上限を3,685,300株(所有割合:65.00%)とすることで合意したとのことです。そのため、5月27日面談において、公開買付者は、公開買付けの条件として買付予定の株券等の数は3,683,300株(所有割合:64.97%)とした理由について麻布台1号有限責任事業組合による公開買付届出書に記載のとおり、破産管財人は買付予定数の上限には一定の余裕を持たせたいとの意向を有していること、また、公開買付者は対象者の上場を維持する方針であることから、本公開買付けにおける買付予定数の上限を3,683,300株(所有割合:64.97%)として、麻布台1号有限責任事業組合公開買付けにおける条件に合わせることを説明いたしました。

公開買付者は、5月27日面談において、破産管財人から、対象者は麻布台1号有限責任事業組合公開買付けに対して賛同の意向を表明していることから、対象者の見解を確認することを求められました。公開買付者は、2024年5月28日、善国寺坂法律事務所を通じて対象者に対し、対象者株式の公開買付けに関する提案を行いたい旨の連絡を行いました。そうしたところ、公開買付者は、2024年5月29日、対象者から「(公開買付者による)公開買付けの実現の蓋然性は、売主である破産管財人及び本質権者に強く依存しているため、まずはそちらと議論頂きたい。破産管財人及び本質権者において、公開買付者への対象者株式の売却について前向きに取り組むとの姿勢が確認出来たら、対象者としても公開買付者からの提案に対して、真摯に検討を行う。」旨の連絡を受けました。

また、公開買付者は、5月27日面談において、破産管財人から、公開買付けの実施に至るまでの対象者との協議も含めた詳細なスケジュール並びに公開買付け開始の前提条件等を明示した、正式な意向表明書の提出の依頼を受けました。破産管財人による本公開買付けにおける対象株式の売付け等は、破産手続中の破産管財人による有価証券の譲渡(破産法第78条第2項第8号)に該当するため、破産管財人において本裁判所許可を得ることが必要となります。加えて、対象株式には、本質権者による質権が設定されており、破産管財人及び本質権者は、破産管財人を通じた本公開買付けへの応募を法的に可能とするべく、本裁判所許可を停止条件とした対象株式にかかる受戻しの合意を締結することが必要となります。

かかる条件のもと、公開買付者は、5月27日面談において、本公開買付けの説明を行い、かかる条件に加えて、上記<本公開買付前提条件>前提条件 のとおり、「対象者の取締役会が、麻布台1号有限責任事業組合公開買付け及び本公開買付けに関して利害関係を有しない出席取締役の全員一致をもって、本公開買付けに賛同又は中立である旨の意見表明を行う決議がなされ、かつ、変更又は撤回されていないこと」を本公開買付けの前提条件とすることを提案しました。これに対し、破産管財人から、「対象者が本公開買付けに賛同又は中立の意見表明を行わない場合には、本公開買付けに応募することは困難と考える」旨の説明を受け、本公開買付前提条件 記載のとおり、「対象者の取締役会が、麻布台1号有限責任事業組合公開買付け及び本公開買付けに関して利害関係を有しない出席取締役の全員一致をもって、本公開買付けに賛同又は中立である旨の意見表明を行うことの決議が適法かつ有効に行われ、かつ修正又は撤回されていないこと」を前提条件とすることいたしました。

また、破産管財人からは、麻布台1号有限責任事業組合公開買付けにおける公開買付期間は2024年5月17日(金曜日)から2024年6月13日(木曜日)までとされているところ、公開買付者による本公開買付けに係る提案が、対象者の企業価値の向上及び対象者株主の共同の利益の確保の観点に照らして、賛同すべきか否かを判断するための期間として1か月の期間が必要となると考えられるが、本公開買付けの開始前に麻布台1号有限責任事業組合公開買付けが成立する可能性があるため、公開買付者において、麻布台1号有限責任事業組合公開買付けの期間末日までに本公開買付けの「開始予定」の公表がなければ、破産管財人としては本質権者と協議の上、麻布台1号有限責任事業組合公開買付けに応諾する可能性があるところであり、本公開買付けについて検討すること自体、困難となる可能性がある、との指摘を受けました。そこで、公開買付者は、麻布台1号有限責任事業組合公開買付けにおける公開買付期間の末日である2024年6月13日(木曜日)までに、本公開買付けの「開始予定」の公表を行うこととしました。

公開買付者は、2024年5月30日、破産管財人に対して、公開買付けの実施に至るまでの対象者との協議も含めた詳細なスケジュール並びに本意向表明書を提出いたしました。本意向表明書提出後、2024年5月30日、公開買付者は、破産管財人から、本件連絡を受けました。

さらに、公開買付者は、2024年5月31日、対象者に対し、本公開買付けに関し、具体的な協議を行いたい旨の連絡を入れるとともに、破産管財人から本件連絡を受けたことを伝えました。

そうしたところ、2024年6月3日、対象者からは協議に応じる旨の返答があり、公開買付者、対象者及び破産管財人は、2024年6月11日、公開買付者が本公開買付け後に予定している施策が対象者において実施可能であるのか、実施によってどの程度のシナジーが生じるのかなどについて検討及び協議を実施いたしました。公開買付者は、対象者に対し、下記「本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、公開買付者が予定している本公開買付け後の経営方針を説明するとともに、公開買付者において、本公開買付けによって生じると考えているシナジーについて説明いたしました。さらに、公開買付者は、対象者から、公開買付者の飲食店コンサルティング事業の実績について質問を受けたことから、公開買付者は、人事制度を変更することで、飲食店の店舗毎の競争化を図り、飲食店事業の売上向上に貢献したことなどを説明しました。また、公開買付者と対象者は、本公開買付け後も対象者の上場を維持する方針で一致し、仮に上場維持基準に適合しない状態となった場合であっても、上場廃止の回避のための対応について公開買付者と対象者が協議の上、対象者株式の上場維持に向けた最適な方策を実行することで一致しましたが、本書提出日現在において具体的な方策について予定している事項はありません。そして、公開買付者と対象者は、引き続き、本公開買付け後の経営方針について、協議・交渉を行うことといたしました。

その後、公開買付者は、2024年6月24日、対象者及び本特別委員会との間で、本公開買付けの目的、本公開買付け後の経営方針及び本公開買付けによるシナジーなどについて、協議・交渉を実施いたしました(以下「6月24日面談」といいます。)。対象者は、公開買付者に対し、本公開買付け後の株式の売却の予定として、どの程度の期間、対象者株式を保有することを予定しているかを質問したとのことです。これに対し、公開買付者は、継続保有することを予定しており、現時点において、売却は予定していないことを説明いたしました。また、対象者は、飲食店における人材育成、採用支援及びDX化については、どのように実施していくことを予定しているかを質問したとのことです。これを受けて、公開買付者は、基本的に対象者との間で協議を行い、協議に基づいて支援を実施していく方針であることを説明いたしました。

2024年6月24日、6月24日面談後、公開買付者は、対象者から、現状では追加の説明等は不要であるとの連絡を受けました。

そして、公開買付者は、2024年6月26日、破産管財人及び本質権者との間で面談を行い、対象者との協議・交渉の状況を共有し、破産管財人及び本質権者から、同面談において、引き続き対象者との協議・交渉の状況について御共有いただきたいとの要請を受けました。また、公開買付者は、2024年6月26日、破産管財人及び本質権者との面談後、本公開買付けの期間を、2024年7月18日(木曜日)から2024年8月29日(木曜日)までとすることを決定し、対象者に対し、電話でその旨を連絡し、さらに破産管財人に対し、メールでその旨を連絡しました。

その後、公開買付者は、2024年7月9日、破産管財人に対し、改めて、本意向表明書記載の金額で公開買付けを開始した場合、破産管財人において応募いただけるか意思確認したところ、破産管財人から、裁判所の許可が得られ、本質権者の同意が得られた場合には応募する方向で検討している、という回答を得ました。

なお、その後、公開買付者は、対象者、破産管財人及び本質権者との間で協議・交渉を行っておりません。

公開買付者は、2024年7月17日、対象者から、同日開催の対象者取締役会において、取締役4名全員が決議に参加し、決議に参加した取締役4名全員の一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとの連絡を受けました。これにより、公開買付者は、2024年7月17日付で、本公開買付前提条件が充足されることを確認いたしました。

また、公開買付者は、対象者から、2024年7月17日時点において、対象者に係る業務等に関する重要事実であって対象者が公表していないものについて、報告を受けていないことから、同日、公開買付者は、対象者に係る業務等に関する重要事実であって対象者が公表していないものについて認識していないことを確認し、本公開買付前提条件が充足することを確認いたしました。さらに、公開買付者は、対象者から、2024年7月17日時点において、対象者の財政状態に重大な悪影響を与える事由は生じていない旨の報告を受け、同日、当該事由は生じていないと判断し、本公開買付前提条件が充足することを確認いたしました。

麻布台1号有限責任事業組合は、2024年6月14日付公開買付報告書を提出し、麻布台1号有限責任事業組合公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等の総数が、買付け予定数の下限に満たなかったことから、買付け等を行わないことを明らかにしています。そのため、公開買付者は、2024年6月14日、麻布台1号有限責任事業組合公開買付けが成立していないこと(すなわち、本公開買付前提条件が充足されたこと)を確認しております。

なお、公開買付者は、本公開買付前提条件について、放棄した条件はありません。

これらにより、公開買付者は、本公開買付前提条件、及びの全てが充足されることを確認したことから、2024年7月17日開催の取締役会において、本公開買付けを2024年7月18日から開始することを決定し、改めて、対象者及び破産管財人に対し、その旨を連絡いたしました。

公開買付者は、公開買付者及び対象者の提携により、対象者の企業価値の向上を図るため、以下のデジタル化による顧客満足度の向上及び売上の増加、出店加速とフランチャイズ展開支援、人材育成と採用支援及び収益力強化とコスト削減の施策を講じることを予定しております。

なお、本公開買付けの成立後の公開買付者グループ及び対象者の具体的な取組の詳細につきましては、今後、公開買付者及び対象者間で協議・検討を進めてまいります。

(1) デジタル化による顧客満足度の向上及び売上の増加

公開買付者は、その子会社を通じて飲食店におけるモバイルオーダーシステム及びインバウンド顧客に対応することができるタブレット型端末を提供しています。そのため、公開買付者グループは、飲食店におけるモバイルオーダーシステム及びインバウンド顧客向けのタブレット型端末の導入について、豊富な知識及び経験を有していると考えております。

公開買付者グループは、上記の知識及び経験に基づき、対象者の店舗において、モバイルオーダーシステムの導入及びインバウンド顧客向けのタブレット型端末の導入することによって、インバウンド顧客を含む幅広い顧客層に対して効率的かつ魅力的なサービスを提供することが可能となると考えております。

公開買付者グループは、対象者の運営する飲食店にモバイルオーダーシステムを導入することにより、顧客による注文の効率化及び利便性の向上を図り、顧客満足度を向上させることができると考えております。また、公開買付者グループは、対象者の運営する飲食店にタブレット型端末を導入することによって、多言語対応によるインバウンド観光客の利用を促進し、売上高の増加を図ることができると考えております。

(2) 出店加速とフランチャイズ展開支援

公開買付者グループは、全国47都道府県の主要都市において、営業拠点を有しており、約500名の営業スタッフが所属しています。そして、公開買付者は、公開買付者グループが有する人的資源を活用することによって、対象者における飲食チェーンの新規出店を支援することができると考えております。これにより、対象者の店舗展開を加速し、新たな市場での認知度を高めることが可能であると考えております。

公開買付者グループは、全国各地で対象者の飲食店の新規出店を促進し、店舗数の増加及び市場シェアの拡大を実現することができると考えております。また、公開買付者は、対象者を子会社化することによって、対象者の飲食店のフランチャイズオーナーの募集と新規出店先の開拓を行い、フランチャイズ店舗を増加させることができると考えております。

(3) 人材育成と採用支援

公開買付者グループは、公開買付者の連結子会社である株式会社DEITAにおいて、2005年から現在まで、人材派遣・人材紹介事業をスタートし、働きやすい環境、雇用を創出すべく様々なクライアントの仕事に就けるようシステム、仕組みを構築してきたことから、人材派遣及び人材紹介事業について、豊富なノウハウ及び経験を有していると考えております。公開買付者グループは、豊富なノウハウ及び経験に基づき、対象者の飲食店における人材育成と採用を支援することを予定しています。これにより、対象者の店舗運営力を強化するとともに、対象者における人材不足に対応することができると考えております。

公開買付者グループは、対象者における現行の人事制度及び教育体制を尊重しながら、公開買付者グループが有する豊富なノウハウ及び経験を活用した効果的な人材育成プログラムを提案することを予定しています。これにより、対象者の従業員のスキル向上及び組織の活性化を実現することができると考えております。

(4) 収益力強化とコスト削減

公開買付者グループは、2011年から現在まで13年間、飲食店をはじめとした小売店舗を約80店舗運営支援してきました。具体的には、公開買付者グループは、小売店舗におけるDX化の推進、通信費及び水道光熱費の経費削減、食べログ及びMEO等の各種SNSの効果検証などを行っています。そのため、公開買付者グループは、小売店舗における運営支援に関する豊富な知識と経験を有していると考えております。

公開買付者グループは、小売店舗における運営支援に関する豊富な知識と経験に基づき、対象者の飲食店に対し、運営支援を行うことを予定しております。これにより、店舗ごとの限界利益、固定費及び変動費を適正化することで、当該店舗における収益力を強化することができると考えております。また、公開買付者グループは、対象者の飲食店におけるDX化を推進することによって、通信費及び水道光熱費を削減し、当該店舗における収益力を強化することができると考えております。

なお、公開買付者が、本公開買付けを行うことによるデメリットについては、本公開買付けは、対象者を連結子会社とすることを目的として対象株式を取得するために実施するものであり、対象者株式の上場廃止を企図したものではないことから、本公開買付けを行うことに伴うデメリットについて該当するものがあるとは考えておりません。

また、公開買付者は、対象者の更なる企業価値向上のためには、豊富な業界経験と実績を擁する対象者の現経営陣の高いモチベーションが必要不可欠であり、原則として現状の経営体制を維持し、本公開買付け後も引き続き職務を執行していただくことを想定していること、従業員の皆様の雇用についても、原則として現在の雇用条件を維持することを予定しており、本公開買付け後も対象者の事業に引き続き携っていただきたいと考えていることから、ディスシナジーについて該当するものがあるとは考えておりません。

公開買付者は、2024年5月31日、対象者に対し、本公開買付けに関し、具体的な協議を行いたい旨の連絡を入れるとともに、破産管財人から本件連絡を受けたことを伝えました。

そうしたところ、2024年6月3日、対象者からは協議に応じる旨の返答があったことから、公開買付者は、2024年6月7日、対象者に対し、公開買付けの実施に至るまでの対象者との協議も含めた詳細なスケジュール及び本公開買付価格を392円とすることを含む公開買付け開始の前提条件等を明示した正式な意向表明書(以下「本意向表明書」といいます。)を提出いたしました。公開買付者は、2024年6月7日、対象者から、協議に応じる旨の返答を受けました。その後、公開買付者、対象者及び破産管財人は、2024年6月11日、公開買付者が本公開買付け後に予定している施策が対象者において実施可能であるのか、実施によってどの程度のシナジーが生じるのかなどについて検討及び協議を実施いたしました。公開買付者は、対象者に対し、下記「本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、公開買付者が予定している本公開買付け後の経営方針を説明するとともに、公開買付者において、本公開買付けによって生じると考えているシナジーについて説明いたしました。さらに、公開買付者は、対象者から、公開買付者の飲食店コンサルティング事業の実績について質問を受けたことから、公開買付者は、人事制度を変更することで、飲食店の店舗毎の競争化を図り、飲食店事業の売上向上に貢献したことなどを説明しました。また、公開買付者と対象者は、本公開買付け後も対象者株式の上場を維持する方針で一致し、仮に上場維持基準に適合しない状態となった場合であっても、上場廃止の回避のための対応について公開買付者と対象者が協議の上、対象者株式の上場維持に向けた最適な方策を実行することで一致しましたが、本書提出日現在において具体的な方策について予定している事項はありません。そして、公開買付者と対象者は、引き続き、本公開買付け後の経営方針について、協議・交渉を行うことといたしました。

その後、公開買付者は、2024年6月24日、対象者及び本特別委員会との間で、本公開買付けの目的、本公開買付け後の経営方針及び本公開買付けによるシナジーなどについて、協議・交渉を実施いたしました(6月24日面談)。対象者は、公開買付者に対し、本公開買付け後の株式の売却の予定として、どの程度の期間、対象者株式を保有することを予定しているかを質問したとのことです。これに対し、公開買付者は、継続保有することを予定しており、現時点において、売却は予定していないことを説明いたしました。また、対象者は、飲食店における人材育成、採用支援及びDX化については、どのように実施していくことを予定しているかを質問したとのことです。これを受けて、公開買付者は、基本的に対象者との間で協議を行い、協議に基づいて支援を実施していく方針であることを説明いたしました。

そして、2024年6月24日、6月24日面談後、公開買付者は、対象者から「現状では追加の説明等は不要である」との連絡を受け、本公開買付価格を392円とすることについて異議は述べられませんでした。

その後、公開買付者は、2024年6月26日、破産管財人及び本質権者との間で面談を行い、対象者との協議・交渉の状況を共有いたしました。

2024年7月9日、破産管財人に対し、改めて、本意向表明書記載の金額で公開買付けを開始した場合、破産管財人において応募いただけるか意思確認したところ、破産管財人から、裁判所の許可が得られ、本質権者の同意が得られた場合には応募する方向で検討している、という回答を得ました。以上の理由から、公開買付者は、麻布台1号有限責任事業組合による公開買付届出書が提出された2024年5月17日の前日である2024年5月16日における対象者株式の終値と同額である1株当たり392円(麻布台1号有限責任事業組合公開買付価格の1株当たり330円よりも62円(18.8%)高い価格になります。)で公開買付けを行うことを決定しております。

本公開買付価格である1株当たり392円は、麻布台1号有限責任事業組合公開買付けが公表される前の直近の取引日である2024年5月16日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値392円に対して0.00%(小数点以下第三位四捨五入。以下、本項におけるプレミアムの数値(%)において同じです。)、過去1ヶ月間(2024年4月17日から2024年5月16日まで)の終値の単純平均値356円に対して10.11%、過去3ヶ月間(2024年2月17日から2024年5月16日まで)の終値の単純平均値347円に対して12.97%、過去6ヶ月間(2023年11月17日から2024年5月16日まで)の終値の単純平均値340円に対して15.29%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

また、本公開買付けを実施することについての公表日の前営業日である2024年6月7日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値365円に対して7.40%、過去1ヶ月間(2024年5月8日から2024年6月7日まで)の終値の単純平均値349円に対して12.32%、過去3ヶ月間(2024年3月8日から2024年6月7日まで)の終値の単純平均値348円に対して12.64%、過去6ヶ月間(2023年12月8日から2024年6月7日まで)の終値の単純平均値348円に対して12.64%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

()本公開買付けに先立つ麻布台1号有限責任事業組合公開買付けの検討等

対象者は、2024年5月16日付プレスリリースにおいて公表しましたとおり、2024年1月11日、麻布台1号有限責任事業組合及び破産管財人と面談を実施し、麻布台1号有限責任事業組合公開買付けを実施する上での想定スケジュールの協議を行うとともに、麻布台1号有限責任事業組合から本公開買付けの意向がある旨及び対象株式の取得に関する方針として、引き続き対象者株式の東京証券取引所東京証券取引所スタンダード市場への上場を維持し、経営の自主性を尊重することを企図していることの説明を受けたとのことです。また、麻布台1号有限責任事業組合から、対象者において営業損失を計上する状況が継続していること等から、対象者において一定の資金調達等が必要であると認識していることや、経営の自主性を尊重しつつ、対象者からの対話の要請があれば、その内容に応じて、経営体制あるいは事業上の課題その他について、助言又は提案する等により、対象者との対話を行った上で、対象者株式の議決権を行使する方針である旨、また、麻布台1号有限責任事業組合が対象者株式の過半数を所有する親会社となることから、社外取締役の派遣、増資や組織再編等の重要なコーポレートアクションについては、今後対象者と共に協議していく予定であることの説明を受けたとのことです。これに対して、対象者から、麻布台1号有限責任事業組合が麻布台1号有限責任事業組合公開買付けにより対象者を子会社とすることによって、対象者において具体的にどのようなシナジーが生じることを見込んでいるのか具体的に提示することを要請し、麻布台1号有限責任事業組合公開買付けに関する具体的な検討を開始したとのことです。

対象者は、2024年5月16日付プレスリリースにおいて公表しましたとおり、麻布台1号有限責任事業組合公開買付けにおいて、対象者の支配株主(親会社)が破産管財人となっていることから、対象者の少数株主との利害が一致しない可能性があることを踏まえ、麻布台1号有限責任事業組合公開買付けに関する意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避を行い、麻布台1号有限責任事業組合公開買付けの公正性を担保するため、2024年1月中旬、対象者、麻布台1号有限責任事業組合及び破産管財人から独立したリーガルアドバイザーとしてシティユーワ法律事務所を選任し、シティユーワ法律事務所による法的見地からの助言を踏まえて、麻布台1号有限責任事業組合との間で実現し得るシナジーの内容等について慎重に審議・検討したとのことです。

かかる検討を踏まえた結果、対象者は、麻布台1号有限責任事業組合が対象者の親会社となることで、玉光堂HDを中心とする麻布台1号有限責任事業組合の組合員との間で、以下のシナジーの実現が期待され、対象者の事業基盤のさらなる強化に資するものであるとの結論に至ったとのことです。

(a)玉光堂HDが運営する店舗及びインターネット通信販売業との協業

麻布台1号有限責任事業組合の組合員である玉光堂HDは、その子会社を通じてCD・DVD等を販売する店舗を運営しており、対象者が店舗を有する1都9県においても21店舗を運営していることから、対象者店舗の広告掲示やクーポン券配布等によって対象者店舗への送客が可能であると思われたこと。

また、麻布台1号有限責任事業組合の組合員である玉光堂HDは、その子会社を通じてインターネット通信販売事業を行っており、対象者において食料品ギフトやミールキット等インターネット販売に適した商材を開発することにより、人材不足に対応した新たな事業として見込むことが可能であると思われたこと。

(b) 玉光堂HDが保有する物流センターの相互利用

麻布台1号有限責任事業組合の組合員である玉光堂HDは、その子会社において、商品の荷受け・検品、管理・格納、ピッキング、梱包・包装、出荷、輸送・配送までの一連の作業をワンストップで行う物流センターを茨城県内に有しており、対象者の子会社であるホリイ物流を含めた協業や効率改善が可能であると思われたこと。

(c) 物件情報ネットワークの拡大

麻布台1号有限責任事業組合の組合員である玉光堂HDは小売店舗を多数運営しており、各地における各種商業施設等との広範なネットワークを活用することで、対象者における新規出店及び撤退店舗の引継ぎに関するサポートが期待できたこと。

このような考えの下、対象者は、2024年1月11日の最初の面談から2024年5月上旬にかけて、麻布台1号有限責任事業組合との間で協議を継続した結果、麻布台1号有限責任事業組合との提携により、対象者のより一層の企業価値の向上を図るため、麻布台1号有限責任事業組合意見表明プレスリリースに記載の各施策を講じることができると判断したとのことです。

また、対象者は、以下の点等を総合的に考慮すると、麻布台1号有限責任事業組合公開買付けにおける公開買付価格を含む麻布台1号有限責任事業組合公開買付けの諸条件につきましては、その決定に至る手続の公正性は制度上確保されていると考えられる一方で、麻布台1号有限責任事業組合公開買付けにおける公開買付価格の妥当性については対象者としての判断を留保し、対象者株主の皆様が麻布台1号有限責任事業組合公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることが適切であると判断したとのことです。

(ア) 麻布台1号有限責任事業組合公開買付けは、株式会社OUNHを破産者とする破産手続において、破産管財人による換価手続の一環として実施されるものであり、譲渡先の選定プロセスとして入札手続が実施されたほか、破産管財人が株式会社OUNHの所有する対象者株式を麻布台1号有限責任事業組合に売り付ける前提として、破産管財人において、裁判所の許可を得ることが予定されているなど、その手続の公正性は制度上確保されていると考えられたこと

(イ) 他方で、麻布台1号有限責任事業組合公開買付価格は、麻布台1号有限責任事業組合と破産管財人との間で行われた協議及び交渉により合意されたものであり、対象者は第三者算定機関に対象者株式の株式価値の算定を依頼しておらず、麻布台1号有限責任事業組合公開買付価格が対象者の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて対象者として独自に検証を行っているものではなかったこと

(ウ) 麻布台1号有限責任事業組合公開買付けは、対象者株式の上場廃止を目的とするものではなく、麻布台1号有限責任事業組合は麻布台1号有限責任事業組合公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、対象者の株主の皆様としては、麻布台1号有限責任事業組合公開買付け後も対象者株式を所有するという選択肢をとることに十分な合理性が認められたこと

以上より、対象者は、2024年5月16日開催の対象者取締役会において、取締役5名全員が決議に参加し、決議に参加した取締役5名全員の一致により、麻布台1号有限責任事業組合公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、麻布台1号有限責任事業組合公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

()本公開買付けに係る検討体制の構築

麻布台1号有限責任事業組合公開買付けは、2024年5月17日に開始されたところ、対象者は、麻布台1号有限責任事業組合公開買付けに係る買付け等の期間中である2024年5月28日に、善国寺坂法律事務所を通じて、公開買付者から対象者株式の公開買付けに関する提案を行いたい旨の連絡を受領したとのことです。これに対し、対象者は、2024年5月29日、公開買付者に対し、公開買付者による対象者株式に対する公開買付けの実現の蓋然性は、破産管財人及び本質権者に強く依存しているため、まずは破産管財人及び本質権者と議論いただきたい旨、また、破産管財人及び本質権者において、公開買付者による公開買付けについて前向きに取り組む姿勢が確認出来たら、対象者としても公開買付者からの提案に対して、真摯に検討を行う旨回答したとのことです。

その後、対象者は、2024年5月31日、公開買付者より、公開買付者が破産管財人に対して送付した本意向表明書の写しを受領するとともに、公開買付者による対象者株式に対する公開買付けに関して具体的な協議を行いたい旨の連絡を受領したとのことです。これに対し、対象者は、2024年6月3日、対象者に対する正式な意向表明書の提出があることを前提として、協議に応じる準備がある旨を回答したとのことです。その後、対象者は、2024年6月7日、公開買付者から、本公開買付けの実施に至るまでの対象者との協議も含めた詳細なスケジュール及び本意向表明書を受領したとのことです。

対象者は、本意向表明書及び2024年6月10日付プレスリリースを受け、対象者の2024年6月10日付「株式会社シティクリエイションホールディングスによるホリイフードサービス株式会社(証券コード:3077)の株券等に対する公開買付けの開始予定及び特別委員会の設置に関するお知らせ」(以下「6月10日付対象者プレスリリース」といいます。)で公表したとおり、企業買収行動指針を踏まえ、検討プロセスの公正性と透明性を確保しつつ、真摯な検討を行うことを目的として、2024年6月10日付の対象者取締役会決議において、対象者、麻布台1号有限責任事業組合、公開買付者及び株式会社OANHとの間に利害関係を有しない、四ツ倉宏幸(独立役員である社外取締役)、中村岳広(独立役員である社外監査役)及び戸村修一(社外監査役)の3名から構成される本特別委員会を設置することを決定したとのことです。本特別委員会の設置等の経緯、検討の過程及び判断の内容等については、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。

()本公開買付けに係る検討・交渉の経緯等

対象者、公開買付者及び破産管財人は、2024年6月11日、公開買付者が本公開買付け後に予定している施策が対象者において実施可能であるのか、実施によってどの程度のシナジーが生じるのかなどについて検討及び協議を実施したとのことです。その中で、対象者は、公開買付者から、上記「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、公開買付者が予定している本公開買付け後の経営方針や本公開買付けによって生じると公開買付者が考えているシナジーについて説明を受けたとのことです。他方、対象者は、公開買付者に対し、公開買付者の飲食店コンサルティング事業の実績について質問し、これに対し、公開買付者から、人事制度を変更することで、飲食店の店舗ごとの競争化を図り、飲食店事業の売上向上に貢献したことなどの説明を受けたとのことです。また、公開買付者と対象者は、本公開買付け後も対象者株式の上場を維持する方針で一致し、仮に対象者株式が上場維持基準に適合しない状態となった場合であっても、上場廃止の回避のための対応について公開買付者と対象者が協議の上、対象者株式の上場維持に向けた最適な方策を実行することで一致したとのことです。現在において具体的な方策について予定している事項はないとのことです。そして、対象者と公開買付者は、引き続き、本公開買付け後の経営方針について、協議・交渉を行うこととしたとのことです。

その後、2024年6月14日、麻布台1号有限責任事業組合公開買付けが不成立となったことを受けて、対象者及び本特別委員会は、公開買付者と6月24日面談を実施したとのことです。対象者は、公開買付者から本公開買付けを提案するに至った検討過程、本公開買付け後に想定している施策の内容、本公開買付けによって見込まれるシナジーその他の影響の内容及び程度、並びに本公開買付け後に予定している対象者の経営方針等について改めて説明を受けたとのことです。他方、対象者は、公開買付者に対し、本公開買付け後の株式の売却の予定として、どの程度の期間、対象者株式を保有することを予定しているかを質問し、これに対し、公開買付者から、継続保有することを予定しており、現時点において、売却は予定していないことの説明を受けたとのことです。また、対象者は、飲食店における人材育成、採用支援及びDX化については、どのように実施していくことを予定しているかを質問し、これに対して、公開買付者から、基本的に対象者との間で協議を行い、協議に基づいて支援を実施していく方針であることの説明を受けたとのことです。

そして、2024年6月24日、6月24日面談後、対象者は、公開買付者に対し、本公開買付価格を392円とすることについて異議は述べなかったとのことです。対象者は、公開買付者から、2024年7月9日、公開買付者が、同日、破産管財人に対し、改めて、本意向表明書記載の金額で公開買付を開始した場合、破産管財人において応募いただけるか意思確認したところ、破産管財人から、裁判所の許可が得られ、本質権者の同意が得られた場合には応募する方向で検討している、という回答を得たことから、麻布台1号有限責任事業組合による公開買付届出書が提出された2024年5月17日の前日である2024年5月16日における対象者株式の終値と同額である1株当たり392円(麻布台1号有限責任事業組合公開買付価格の1株当たり330円よりも62円(18.8%)高い価格になります。)で公開買付けを行うことを決定したとの連絡を受けたとのことです。

対象者は、2024年6月11日の公開買付者及び破産管財人との協議並びに6月24日面談を経て、公開買付者の子会社となることで、以下のシナジーの実現が期待され、対象者の事業基盤のさらなる強化に資すると考えられることから、対象者のより一層の企業価値の向上を図ることができると判断したとのことです。

(a) デジタル化による顧客満足度の向上及び売上の増加

公開買付者グループは、飲食店におけるモバイルオーダーシステム及びインバウンド顧客向けのタブレット型端末の導入について豊富な知識及び経験を有していると考えられ、公開買付者の当該知識及び経験に基づき、対象者の店舗において、モバイルオーダーシステムの導入及びインバウンド顧客向けのタブレット型端末の導入することによって、多言語対応によるインバウンド顧客の利用を促進するなど、インバウンド顧客を含む幅広い顧客層に対して効率的かつ魅力的なサービスを提供することができ、また、顧客による注文の効率化及び利便性の向上を図ることによって、顧客満足度を向上させ、売上高の増加を図ることができると考えられるとのことです。

(b) 出店加速とフランチャイズ展開支援

公開買付者グループは、全国47都道府県の主要都市において、営業拠点を有しており、約500名の営業スタッフが所属しているとのことであるから、対象者における飲食チェーンの新規出店に関し、営業面から支援を受けることができると考えられ、対象者の店舗展開を加速し、新たな市場での認知度を高めることが可能であると考えられます。また、公開買付者の子会社となることにより、対象者の飲食店のフランチャイズオーナーの募集と新規出店先の開拓を行い、フランチャイズ店舗を増加させることができると考えられるとのことです。

(c) 人材育成と採用支援

公開買付者グループは、人材派遣及び人材紹介事業について、豊富なノウハウ及び経験を有していると考えられ、当該ノウハウ及び経験に基づき、対象者の飲食店における人材育成と採用の支援を受けることができ、対象者の従業員のスキル向上及び組織の活性化によって対象者の店舗運営力を強化するとともに、対象者における人材不足に対応することができると考えられるとのことです。

また、対象者は、以下の点等を総合的に考慮すると、下記(ア)のとおり、公開買付期間や買付予定数の上限・下限という本公開買付価格以外の条件につきましては、その決定に至る手続の公正性は制度上確保されており妥当であると考えられる一方で、下記(イ)及び(ウ)のとおり、本公開買付価格の妥当性については対象者としての判断を留保し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることが適切であると判断したとのことです。

- (ア)本公開買付けは、株式会社OUNHを破産者とする破産手続において、破産管財人による換価手続の一環として実施されるものであり、破産管財人が対象株式を公開買付者に売り付ける前提として、破産管財人において、本裁判所許可を得ることが予定されているなど、その手続の公正性は制度上確保されていると考えられること、公開買付期間や買付予定数の上限・下限という本公開買付価格以外の条件については、公開買付者が対象者を連結子会社としつつ、対象者株式の上場維持を企図するという本公開買付けの目的に沿う形で設定されているものと考えられ、対象者の少数株主の利益を害するおそれのある条件は特に見受けられないこと
- (イ)他方で、本公開買付価格は、麻布台1号有限責任事業組合公開買付けにおける買付け等の価格を上回る価格として公開買付者より提案され、特段破産管財人から異論を述べられなかったことを受け、公開買付者にて決定されたものであり、対象者は第三者算定機関に対象者株式の株式価値の算定を依頼しておらず、本公開買付価格が対象者の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて対象者として独自に検証を行っているものではないこと
- (ウ)本公開買付けは、対象者株式の上場廃止を目的とするものではなく、公開買付者は本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、対象者の株主の皆様としては、本公開買付け後も対象者株式を所有するという選択肢をとることに十分な合理性が認められること

以上より、対象者は、2024年7月17日開催の対象者取締役会において、取締役4名全員が決議に参加し、決議に参加した取締役4名全員の一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、公開買付者グループ及び対象者の提携により、対象者の企業価値の向上を図るため、以下のデジタル化による顧客満足度の向上及び売上の増加、出店加速とフランチャイズ展開支援、人材育成と人材採用支援及び収益力強化とコスト削減の施策を講じることを予定しております。

なお、本公開買付けの成立後の公開買付者グループ及び対象者の具体的な取組の詳細につきましては、今後、公開買付者及び対象者の間で協議・検討を進めてまいります。

(1) デジタル化による顧客満足度の向上及び売上の増加

公開買付者は、その子会社を通じて飲食店におけるモバイルオーダーシステム及びインバウンド顧客に対応することができるタブレット型端末を提供しています。そのため、公開買付者グループは、飲食店におけるモバイルオーダーシステム及びインバウンド顧客向けのタブレット型端末の導入について、豊富な知識及び経験を有していると考えております。

公開買付者グループは、上記の知識及び経験に基づき、対象者の店舗において、モバイルオーダーシステムの導入及びインバウンド顧客向けのタブレット型端末の導入することによって、インバウンド顧客を含む幅広い顧客層に対して効率的かつ魅力的なサービスを提供することが可能となると考えております。

公開買付者グループは、対象者の運営する飲食店にモバイルオーダーシステムを導入することにより、顧客による注文の効率化及び利便性の向上を図り、顧客満足度を向上させることができると考えております。また、公開買付者グループは、対象者の運営する飲食店にタブレット型端末を導入することによって、多言語対応によるインバウンド観光客の利用を促進し、売上高の増加を図ることができると考えております。

(2) 出店加速とフランチャイズ展開支援

公開買付者グループは、全国47都道府県の主要都市において、営業拠点を有しており、約500名の営業スタッフが所属しています。そして、公開買付者は、公開買付者グループが有する人的資源を活用することによって、対象者における飲食チェーンの新規出店を支援することができると考えております。これにより、対象者の店舗展開を加速し、新たな市場での認知度を高めることが可能であると考えております。

公開買付者グループは、全国各地で対象者の飲食店の新規出店を促進し、店舗数の増加及び市場シェアの拡大を実現することができると考えております。また、公開買付者は、対象者を子会社化することによって、対象者の飲食店のフランチャイズオーナーの募集と新規出店先の開拓を行い、フランチャイズ店舗を増加させることができると考えております。

(3) 人材育成と採用支援

公開買付者グループは、人材派遣及び人材紹介事業を行っていることから、人材派遣及び人材紹介事業について、豊富なノウハウ及び経験を有していると考えております。公開買付者グループは、豊富なノウハウ及び経験に基づき、対象者の飲食店における人材育成と採用を支援することを予定しています。これにより、対象者の店舗運営力を強化するとともに、対象者における人材不足に対応することができると考えております。

公開買付者グループは、対象者における現行の人事制度及び教育体制を尊重しながら、公開買付者グループが有する豊富なノウハウ及び経験を活用した効果的な人材育成プログラムを提案することを予定しています。これにより、対象者の従業員のスキル向上及び組織の活性化を実現することができると考えております。

(4) 収益力強化とコスト削減

公開買付者グループは、2011年から現在まで13年間、飲食店をはじめとした小売店舗約80戸に対する運営を支援してきました。具体的には、公開買付者グループは、小売店舗におけるDX化の推進、通信費及び水道光熱費の経費削減、食べログ及びMEO等の各種SNSの効果検証などを行っています。そのため、公開買付者グループは、小売店舗における運営支援に関する豊富な知識と経験を有していると考えております。

公開買付者グループは、小売店舗における運営支援に関する豊富な知識と経験に基づき、対象者の飲食店に対し、運営支援を行うことを予定しております。これにより、店舗ごとの限界利益、固定費及び変動費を適正化することで、当該店舗における収益力を強化することができると考えております。また、公開買付者グループは、対象者の飲食店におけるDX化を推進することによって、通信費及び水道光熱費を削減し、当該店舗における収益力を強化することができると考えております。

公開買付者及び対象者は、本公開買付け後も両社の事業特性を十分に活かすと共に、両社の協業により、それぞれの事業領域にて考え得るシナジーを追求・実現することで、公開買付者及び対象者の事業の更なる発展及び企業価値の最大化を図ることについて貢献できると考えております。

公開買付者は、対象者の更なる企業価値向上のためには、豊富な業界経験と実績を擁する対象者の現経営陣の高いモチベーションが必要不可欠であり、原則として現状の経営体制を維持し、本公開買付け後も引き続き職務を執行していただくことを想定しております。従業員の皆様の雇用についても、原則として現在の雇用条件を維持することを予定しており、本公開買付け後も対象者の事業に引き続き携っていただきたいと考えております。

また、公開買付者グループとしての適切なガバナンスを目的として、本公開買付け後に、公開買付者グループから対象者に対して社外取締役1名を派遣することを希望しております。もっとも、具体的な経営方針及び経営体制については、本日以降、両グループの企業価値をさらに向上させる観点から対象者と協議を行った上で決定したいと考えており、現時点で確定している事実はございません。あくまでも、公開買付者は、本公開買付け後の経営方針及び経営体制の具体的な内容については、今後対象者と協議を行った上で決定したいと考えており、現時点において、対象者の商号やサービス名を変更する予定、対象者の現在の経営体制を刷新・変更する予定又は対象者の従業員の雇用及び雇用条件の変更を行う予定は特段ございません。

公開買付者は、対象者を子会社とすることを目的として対象株式を取得するために本公開買付けを実施するものであり、対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者及び対象者は、本公開買付け成立後も対象者株式の上場を維持する方針です。

そのため、本公開買付けの結果、原則として上場維持基準に抵触することはないと考えておりますが、対象者株式が上場維持基準に抵触することとなった場合には、下記「(5) 上場廃止となる見込み及びその理由」に記載のとおり、公開買付者は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の観点から、引き続き上場を維持した上で事業運営が必要であると考えており、仮に上記のとおり、経過措置の対象となった場合であっても、上場廃止の回避のための対応について、対象者と協議の上、対象者株式の上場維持に向けた最適な方策を実行する予定です。ただし、上記方策の具体的な内容、実施の詳細及び諸条件については、現時点で具体的に決定している事項はありません。

対象者は、対象者の2024年6月27日付「上場維持基準の適合に向けた計画について」において公表しましたとおり、東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準のうち流通株式時価総額について、2024年3月31日時点において上場維持基準に適合していないとのことです。公開買付者は、流通株式時価総額について上場維持基準に適合するための方策について、現時点では対象者と協議していませんが、本公開買付け後、対象者と協議の上、対象者株式の流通株式時価総額が上場維持基準に適合するための最適な方策を実行する予定です。ただし、上記方策の具体的な内容、実施の詳細及び諸条件については、現時点で具体的に決定している事項はありません。

また、対象者の流通株式時価総額に対する取組みにつきましては、対象者の2024年6月27日付「上場維持基準の適合に向けた計画について」をご参照ください。

(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本書提出日現在、対象者は公開買付者の子会社ではなく、本公開買付けは、支配株主による公開買付けには該当しません。また、対象者の経営陣の全部又は一部が公開買付者に直接又は間接に出資することも予定されておらず、本公開買付けは、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)に該当しません。

もっとも、対象者は、本裁判所許可を得ることができ、かつ、対象株式に設定された質権が本質権者により解除されることを条件に、対象者の支配株主(親会社)である株式会社OUNHの破産管財人が対象株式の売付け等を行うことが見込まれることから、対象者の少数株主との利害が一致しない可能性があること、また、麻布台1号有限責任事業組合公開買付けの公開買付期間中に本公開買付けの開始予定が公表されたことを踏まえ、本公開買付けに関する意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避を行い、本公開買付けの公正性を担保するため、以下の措置を実施したとのことです。

対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

対象者は、本意向表明書及び2024年6月10日付プレスリリースを受け、6月10日付対象者プレスリリースで公表したとおり、企業買収行動指針を踏まえ、検討プロセスの公正性と透明性を確保しつつ、真摯な検討を行うことを目的として、2024年6月10日付の対象者取締役会決議において、麻布台1号有限責任事業組合、公開買付者及び株式会社OUNHとの間に利害関係を有しない、四ツ倉宏幸(独立役員である社外取締役)、中村岳広(独立役員である社外監査役)及び戸村修一(社外監査役)の3名から構成される本特別委員会を設置することを決定したとのことです。なお、本特別委員会の委員の報酬は、本公開買付けの成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本公開買付けの公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

そして、対象者は、上記取締役会決議に基づき、本特別委員会に対し、()本公開買付けの目的の正当性・合理性(本公開買付けによる対象者の企業価値の向上を含む。)、()本公開買付けの条件(本公開買付けにおける買付け等の価格を含む。)の妥当性、()本公開買付けに係る意思決定に至る手続の公正性、()本公開買付けが対象者の少数株主にとって不利益なものではないか、(v)上記()から()を踏まえ、本公開買付けに対して、対象者取締役会がどのような意見を表明すべきか(以下、()から()を総称して「本諮問事項」といいます。)について諮問し、これらの点についての答申書を対象者取締役会に提出することを委嘱したとのことです。

本特別委員会は、上記「(2)本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「()本公開買付けに係る検討・交渉の経緯等」に記載のとおり、2024年6月24日に公開買付者から本公開買付けを提案するに至った検討過程、本公開買付け後に想定している施策の内容、本公開買付けによって見込まれるシナジーその他の影響の内容及び程度、並びに本公開買付け後に予定している対象者の経営方針等について説明を受け、質疑応答を行ったとのことです。そのほか、電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行ったとのことです。

以上の経緯のもと、本特別委員会は、本諮問事項について慎重に検討を行った結果、2024年7月17日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の答申書(以下「本答申書」といいます。)を提出したとのことです。

(a) 答申内容

- ()本公開買付けは対象者の企業価値の向上に資するものといえ、その目的は正当であり、かつ合理性があると考えられる。
- ()本公開買付け価格の妥当性についての判断は留保することが適切であるものの、その他、公開買付期間や買付予定数の上限・下限の設定という本公開買付け価格以外の条件については、妥当なものであると考えられる。
- ()本公開買付けに係る意思決定に至る手続には公正性が確保されていると考えられる。
- ()対象者取締役会が、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議することは、対象者の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。
- (v)上記()から()を踏まえると、対象者取締役会としては、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議することが相当であると考えられる。

(b)答申理由

()本公開買付けの目的の正当性・合理性(本公開買付けによる対象者の企業価値の向上を含む。)

以下の点を総合的に考慮すると、本公開買付けは対象者の企業価値の向上に資するものといえ、その目的は正当であり、かつ合理性があると考えられる。

・対象者としては、デジタル化による顧客満足度の向上及び売上の増加、出店加速とフランチャイズ展開支援、人材育成と採用支援、並びに、収益力強化とコスト削減というシナジーが期待できるとのことであるが、各シナジーはいずれもその内容に照らして特段不合理な点は認められず、各シナジーの実現が対象者の企業価値の向上に資するとの経営判断も一定の合理性を有するものと考えられる。また、公開買付者は、本公開買付けの成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針とのことであり、対象者においては、上場会社として培われてきた社会的信用などのメリットも引き続き維持していくことができると考えられる。さらに、株式会社OUNH以外の少数株主にとっても、引き続き対象者の株主として、今後のシナジーの実現による企業価値の向上を享受し得る立場にあるといえ、本公開買付けのスキームとして、対象者が期待するシナジーを上回るデメリットが生じる具体的な可能性は、特に見受けられない。

()本公開買付けの条件(本公開買付けにおける買付け等の価格を含む。)の妥当性

以下の点を総合的に考慮すると、本公開買付け価格の妥当性についての判断は留保することが適切であるものの、その他、公開買付期間や買付予定数の上限・下限の設定という本公開買付け価格以外の条件については、対象者の少数株主の利益を害する具体的なおそれは特に見受けられず、妥当なものであると考えられる。

・本公開買付け価格は、麻布台1号有限責任事業組合公開買付けにおける買付け等の価格を上回る価格として公開買付者より提案され、特段破産管財人から異論を述べられなかったことを受け、公開買付者にて決定されたものである。対象者は、本公開買付け価格について、独自に第三者算定機関に対象者株式の株式価値の算定を依頼していないものの、本公開買付けは、対象者株式の上場廃止を目的とするものではなく、公開買付者は本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、対象者の株主としては、本公開買付け後も対象者株式を所有するという選択肢をとることに十分な合理性が認められることなども考慮すると、上記の対象者の対応は特に不合理なものではないと考えられる。その上で、対象者としては、本公開買付け価格の妥当性についての判断は留保することとし、対象者株主が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の判断に委ねることが適切であると考えているとのことであり、このような対象者の判断は相当であると考えられる。その他、公開買付期間や買付予定数の上限・下限の設定という本公開買付け価格以外の条件については、公開買付者が対象者を連結子会社としつつ、対象者株式の上場維持を企図するという本公開買付けの目的に沿う形で設定されているものと考えられ、対象者の少数株主の利益を害するおそれのある条件は特に見受けられない。

()本公開買付けに係る意思決定に至る手続の公正性

以下の点を総合的に考慮すると、本公開買付けに係る意思決定に至る手続には公正性が確保されていると考えられる。

・本公開買付けは、株式会社OUNHを破産者とする破産手続において、破産管財人による換価手続の一環として実施されるものであり、本公開買付けにおける株式会社OUNHによる対象株式の売付け等は、破産手続中の破産管財人による有価証券の譲渡(破産法第78条第2項第8号)に該当するため、本公開買付けへの応募に当たり、本裁判所許可を得ることが予定されているなど、本公開買付けの手続の公正性は、倒産法制に基づく手続を通じて確保されていると考えられる。また、対象者においては、株式会社OUNHが対象者の親会社であることから、対象者の少数株主との利害が一致しない可能性があることを踏まえ、本公開買付けに関する意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避を行い、本公開買付けの公正性を担保するため、本特別委員会を設置したほか、対象者、公開買付者及び株式会社OUNHから独立したリーガルアドバイザーを選任し、その法的助言を得ている。

()本公開買付けが対象者の少数株主にとって不利益なものではないか

以上のとおり、()本公開買付けは対象者の企業価値の向上に資するものといえ、その目的は正当であり、かつ合理性があると考えられ、()本公開買付け価格の妥当性についての判断は留保することが適切であるものの、その他、公開買付期間や買付予定数の上限・下限の設定という本公開買付け価格以外の条件は妥当なものであると考えられ、()本公開買付けに係る意思決定に至る手続には公正性が確保されていると考えられる。そして、上記の検討事項以外の点において、本公開買付けが対象者の少数株主にとって不利益なものであると考えるべき特段の事情は認められないため、対象者取締役会が、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議することは、対象者の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

(v)上記()から()を踏まえ、本公開買付けに対して、対象者取締役会がどのような意見を表明すべきか

上記()から()を踏まえると、対象者取締役会としては、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議することが相当であると考えられる。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、本公開買付けに関する意見表明の検討に際して、意思決定過程における公正性・適正性を確保するため、対象者、公開買付者及び株式会社OUNHから独立したリーガルアドバイザーとしてシティユーワ法律事務所を選任し、その法的助言を踏まえて、本公開買付けに関する意見表明に関して慎重に検討したとのことです。同法律事務所は対象者、公開買付者及び株式会社OUNHの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。なお、シティユーワ法律事務所の報酬は、本公開買付けの成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本公開買付けの公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者は、シティユーワ法律事務所からの法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限尊重しながら、本公開買付けの諸条件について慎重に協議及び検討を行ったとのことです。その結果、対象者は、「(2)本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「()本公開買付けに係る検討・交渉の経緯等」に記載のとおり、公開買付者が対象者の親会社となることで一定のシナジーの実現が期待され、対象者の事業基盤のさらなる強化に資すると考えたものの、本公開買付け価格が麻布台1号有限責任事業組合公開買付けにおける買付け等の価格を上回る価格として公開買付者により提案され、特段破産管財人から異論を述べられなかったことを受け公開買付者にて決定されたものであり、対象者は第三者算定機関に対象者株式の株式価値の算定を依頼しておらず、本公開買付け価格が対象者の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて対象者として独自に検証を行っているものではないこと、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を目的とするものではなく、公開買付者は本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、対象者の株主の皆様としては本公開買付け後も対象者株式を所有するという選択肢をとることに十分な合理性が認められることなどに鑑み、本公開買付け価格の妥当性については対象者としての判断を留保することが適切であると判断し、2024年7月17日開催の対象者取締役会において、取締役4名全員が決議に参加し、決議に参加した取締役4名全員の一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについて対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

なお、上記決議に係る取締役会には、対象者の監査役3名全員が出席し、いずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(4)本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

(5) 本公開買付け後の株券等の取得予定の有無

公開買付者は、対象者を子会社とすることを目的として対象株式を取得するために本公開買付けを実施するものであり、対象者株式の上場廃止を企図したものではないことから、本書提出日現在において、本公開買付けによって買付予定数の上限(3,683,300株、所有割合64.97%)まで対象者株式を取得できなかった場合であっても、対象者株式を追加で取得することは予定しておりません。また、本公開買付け後における公開買付者から第三者に対する対象者株式の処分について、本書提出日現在で予定している事項はありません。

(6) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は、買付予定数の上限を3,683,300株(所有割合:64.97%)と設定しており、公開買付者の所有する対象者株式数(2,000株、所有割合0.04%)を加味しても、本公開買付け成立後も対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場への上場は維持される見込みです。なお、公開買付者は、本公開買付けの実施後も対象者株式の上場を維持することを企図していることから、仮に上場維持基準に適合しない状態となった場合であっても、上場廃止の回避のための対応について対象者と協議の上、対象者株式の上場維持に向けた最適な方策を実行したいと考えておりますが、本書提出日現在で具体的な方策について予定している事項はありません。

なお、上記「(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針」の「本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、対象者は、対象者の2024年6月27日付「上場維持基準の適合に向けた計画について」において公表しましたとおり、東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準のうち流通株式時価総額について、2024年3月31日時点において上場維持基準に適合していないとのことです。公開買付者は、流通株式時価総額について上場維持基準に適合するための方策について、現時点では対象者と協議していませんが、本公開買付け後、対象者と協議の上、対象者株式の流通株式時価総額が上場維持基準に適合するための最適な方策を実行する予定です。ただし、上記方策の具体的な内容、実施の詳細及び諸条件については、現時点で具体的に決定している事項はありません。

また、対象者の流通株式時価総額に対する取組みにつきましては、対象者の2024年6月27日付「上場維持基準の適合に向けた計画について」をご参照ください。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	2024年7月18日(木曜日)から2024年8月29日(木曜日)まで(30営業日)
公告日	2024年7月18日(木曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき 金392円
新株予約権証券	-
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券()	-
株券等預託証券 ()	-
算定の基礎	<p>公開買付者は、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針」の「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2024年5月17日付の麻布台1号有限責任事業組合による公開買付開始プレスリリースにおいて、麻布台1号有限責任事業組合公開買付けの開始及びその条件等を知るに至りました。そして、麻布台1号有限責任事業組合公開買付けにおける公開買付期間は2024年5月17日(金曜日)から2024年6月13日(木曜日)までとされており、本公開買付けの開始前に麻布台1号有限責任事業組合公開買付けが成立する可能性があったことから、公開買付者は、2024年5月13日までに、破産管財人から、公開買付者の本公開買付けに係る提案が検討に値するものであるとの意見を取得する必要がありました。そこで、公開買付者は、対象者に対するデュー・ディリジェンスを行うことなく、麻布台1号有限責任事業組合による公開買付届出書が提出された2024年5月17日の前日である2024年5月16日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値392円を本公開買付価格とする本意向表明書を提出しました。その後、公開買付者は、2024年7月9日、破産管財人に対し、改めて、本意向表明書記載の金額で公開買付けを開始した場合、破産管財人において応募いただけるか意思確認したところ、破産管財人から、裁判所の許可が得られ、本質権者の同意が得られた場合には応募する方向で検討している、という回答を得ました。以上の理由から、公開買付者は、対象者に対するデュー・ディリジェンスを行っておらず、対象者の詳細な株式価値を算定することが不可能であったことから、麻布台1号有限責任事業組合による公開買付届出書が提出された2024年5月17日の前日である2024年5月16日における対象者株式の終値と同額である1株当たり392円(麻布台1号有限責任事業組合公開買付価格の1株当たり330円よりも62円(18.8%)高い価格になります。)で公開買付けを行うことを決定いたしました。</p>

	<p>なお、本公開買付価格である1株当たり392円は、麻布台1号有限責任事業組合による公開買付届出書が提出された2024年5月17日の前日である2024年5月16日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値392円に対して0.00% (小数点以下第三位四捨五入。以下、本項におけるプレミアムの数値(%)において同じです。)、過去1ヶ月間(2024年4月17日から2024年5月16日まで)の終値の単純平均値356円に対して10.11%、過去3ヶ月間(2024年2月17日から2024年5月16日まで)の終値の単純平均値347円に対して12.97%、過去6ヶ月間(2023年11月17日から2024年5月16日まで)の終値の単純平均値340円に対して15.29%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。</p> <p>また、本公開買付けの開始予定についての公表日の前営業日である2024年6月7日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値365円に対して7.40%、過去1ヶ月間(2024年5月8日から2024年6月7日まで)の終値の単純平均値349円に対して12.32%、過去3ヶ月間(2024年3月8日から2024年6月7日まで)の終値の単純平均値348円に対して12.64%、過去6ヶ月間(2023年12月8日から2024年6月7日まで)の終値の単純平均値348円に対して12.64%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。</p> <p>さらに、本書提出日の前営業日である2024年7月17日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値390円に対して0.51%、過去1ヶ月間(2024年6月18日から2024年7月17日まで)の終値の単純平均値386円に対して1.55%、過去3ヶ月間(2024年4月18日から2024年7月17日まで)の終値の単純平均値365円に対して7.40%、過去6ヶ月間(2024年1月18日から2024年7月17日まで)の終値の単純平均値353円に対して11.05%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。</p> <p>なお、公開買付者は、上記の諸要素を考慮し、本公開買付価格を決定していることから、第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネスオピニオンは取得しておりません。</p>
算定の経緯	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>公開買付者は、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針」の「 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2024年5月16日、麻布台1号有限責任事業組合による公開買付開始プレスリリースを拝見し、麻布台1号有限責任事業組合公開買付けの開始及びその条件等を知るに至りました。そして、麻布台1号有限責任事業組合公開買付けにおける公開買付期間は2024年5月17日(金曜日)から2024年6月13日(木曜日)までとされており、本公開買付けの開始前に麻布台1号有限責任事業組合公開買付けが成立する可能性があったことから、公開買付者は、2024年5月13日までに、破産管財人から、公開買付者の本公開買付けに係る提案が検討に値するものであるとの意見を取得する必要がありました。</p> <p>公開買付者は、5月27日面談を行い、破産管財人及び本質権者に対し、麻布台1号有限責任事業組合による公開買付届出書が提出された2024年5月17日の前日における対象者株式の東京証券取引所での取引終値(392円)を踏まえ、対象株式の全てにつき、買付け等の価格を1株につき392円として公開買付けを行うこと等を内容とする意向表明を行うとともに、公開買付けの条件として買付予定の株券等の数は3,683,300株(所有割合:64.97%)、買付け等の価格は392円を検討していることを説明いたしました。</p> <p>また、公開買付者は、5月27日面談において、破産管財人から、公開買付けの実施に至るまでの対象者との協議も含めた詳細なスケジュール並びに公開買付け開始の前提条件等を明示した、正式な意向表明書の提出の依頼を受けました。破産管財人による本公開買付けにおける対象株式の売付け等は、破産手続中の破産管財人による有価証券の譲渡(破産法第78条第2項第8号)に該当するため、破産管財人において本裁判所許可を得ることが必要となります。加えて、対象株式には、本質権者による質権が設定されており、破産管財人及び本質権者は、破産管財人を通じた本公開買付けへの応募を法的に可能とするべく、本裁判所許可を停止条件とした対象株式にかかる受戻しの合意を締結することが必要となります。</p> <p>そこで、公開買付者は、2024年5月30日、破産管財人に対して、麻布台1号有限責任事業組合による公開買付届出書が提出された2024年5月17日の前日である2024年5月16日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値392円を本公開買付価格とする(公開買付けの実施に至るまでの対象者との協議も含めた詳細なスケジュール並びに公開買付け開始の前提条件等の記載を含みます。)本意向表明書を提出いたしました。本意向表明書提出後、2024年5月30日、公開買付者は、破産管財人から、本件連絡を受けました。</p> <p>公開買付者は、2024年5月31日、対象者に対し、本公開買付けに関し、具体的な協議を行いたい旨の連絡を入れるとともに、破産管財人から本件連絡を受けたことを伝えました。</p>

	<p>そうしたところ、2024年6月3日、対象者からは協議に応じる旨の返答があったことから、公開買付者は、2024年6月7日、対象者に対し、公開買付けの実施に至るまでの対象者との協議も含めた詳細なスケジュール及び本意向表明書を提出いたしました。公開買付者は、2024年6月7日、対象者から、協議に応じる旨の返答を受けました。その後、公開買付者、対象者及び破産管財人は、2024年6月11日、公開買付者が本公開買付け後に予定している施策が対象者において実施可能であるのか、実施によってどの程度のシナジーが生じるのかなどについて検討及び協議を実施いたしました。さらに、公開買付者、対象者及び本特別委員会は、2024年6月24日、対象者及び本特別委員会との間で、本公開買付けの目的、本公開買付け後の経営方針及び本公開買付けによるシナジーなどについて、協議・交渉を実施いたしました。</p> <p>そして、2024年6月24日、6月24日面談後、公開買付者は、対象者から「現状では追加の説明等は不要である」との連絡を受け、本公開買付価格を392円とすることについて異議は述べられませんでした。</p> <p>その後、公開買付者は、2024年6月26日、破産管財人及び本質権者との間で面談を行い、対象者との協議・交渉の状況を共有いたしました。そして、公開買付者は、2024年7月9日、破産管財人に対し、改めて、本意向表明書記載の金額で公開買付けを開始した場合、破産管財人において応募いただけるか意思確認したところ、破産管財人から、裁判所の許可が得られ、本質権者の同意が得られた場合には応募する方向で検討している、という回答を得ました。</p> <p>そのため、公開買付者は、本公開買付価格を392円とすることを決定いたしました。</p>
--	---

(3) 【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	3,683,300(株)	2,976,800(株)	3,683,300(株)
合計	3,683,300(株)	2,976,800(株)	3,683,300(株)

(注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を設定しているため、応募株券等の総数が買付予定数の下限(2,976,800株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。また、応募株券等の総数が買付予定数の上限(3,683,300株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 「買付予定数」は本公開買付けにより公開買付者が取得する可能性のある最大数(3,683,300株)を記載しております。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式(439株)を取得する予定はありません。

(注4) 単元未満株式も本公開買付けの対象となります。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みません。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	36,833
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2024年7月18日現在)(個)(d)	20
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	0
eのうち株券の権利を表示する株券等預託証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2024年7月18日現在)(個)(g)	-
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2024年7月18日現在)(個)(j)	56,677
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	64.97
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a+d+g) / (j + (b-c) + (e-f) + (h-i)) \times 100$)(%)	65.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(3,683,300株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(2024年7月18日現在)(個)(j)」は、対象者有価証券報告書に記載された2024年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式(但し、自己株式を除きます。)についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者有価証券報告書に記載された2024年3月31日現在の対象者の発行済株式総数(5,670,000株)から、対象者有価証券報告書に記載された対象者が所有する同日現在の自己株式数(439株)を控除した対象者株式数(5,669,561株)に係る議決権数(56,696個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

フィリップ証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町4-2

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付等の申込みをする方(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店(以下、公開買付代理人において既に口座をお持ちの場合はお取扱い部店といたします)において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間の末日の15時までに応募してください。

株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主口座」といいます。)に、応募する予定の株券等が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合(対象者の特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続を完了している必要があります。なお、本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を經由した応募の受付は行われません。

応募株主等は、株券等の応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、応募株主口座開設の際のお届出印をご用意ください。また、応募の際にはマイナンバー(個人番号)、本人確認書類等が必要になる場合があります。(注1)(注2)

外国の居住者である株主等(法人の株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください(常任代理人より、外国人株主等の委任状又は契約書の原本証明付きの「写し」をいただきます。)

日本の居住者の個人の株主等の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。(注3)

応募の受付に際しては、応募株主等に対して「公開買付応募申込受付票」を交付します。

対象者の株主名簿管理人であるみずほ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている株券等を応募する場合の具体的な振替手続(応募株主口座への振替手続)については、公開買付代理人にご相談いただくか、口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社にお問い合わせください。(注4)

(注1) 本人確認書類等について

公開買付代理人に新規に口座を開設される場合、又は外国人株主等が日本国内の常任代理人を通じて応募される場合、マイナンバー(個人番号)及び本人確認書類等が必要になります(法人の場合は、法人本人の法人番号及び本人確認書類に加え、「現に取引にあたる担当者」についても本人確認書類が必要になります。)。また、既に口座を所有している場合であっても、2016年1月以降、氏名、住所、マイナンバー(個人番号)を変更する場合等、マイナンバー(個人番号)若しくは法人番号及び本人確認書類が必要な場合がありますので、詳細につきましては公開買付代理人にお尋ねください。

<個人>

パターン	番号確認方法 下記いずれか一つの個人番号記載書類	本人確認方法 番号確認は住民票または住民票記載事項証明書 本人確認書類はその他1種類
1	個人番号カード(裏面コピー)	個人番号カード(表面コピー)
2	住民票の写し (マイナンバー記載あり) コピー不可	以下の書類いずれか1点(コピー) 【運転免許証(両面コピー)、運転経歴証明書(両面コピー)、各種国民健康保険証(コピー)、各種健康保険証(表面住所印字なしのものは裏面、住所自署もコピー)、印鑑登録証明書(原本)、在留カード(両面カード)、特別永住者証明書(両面コピー)、介護保険証(コピー)】
	住民票記載事項証明書 (マイナンバー記載あり) コピー不可	

< 法人 >

パターン	法人番号を確認するための書類	本人確認書類
1	法人番号指定通知書(コピー) 発行から6カ月以内のもの	
2	法人番号指定通知書(コピー) 発行から6カ月超のもの	登記事項証明書 発行から6カ月以内のもの
3	法人番号確認書類* 6カ月以内に作成されたもの	登記事項証明書 発行から6カ月以内のもの

< 法人の取引担当者個人の本人確認書類 >

以下書類のうち、いずれか2点

- ・ 個人番号カード(表面コピー)
- ・ 特別永住者証明書(コピー)
- ・ 印鑑登録証明書(原本)
- ・ 運転免許証(コピー)
- ・ 在留カード(コピー)
- ・ 住民票の写し(原本)
- ・ 各種保険の被保険者証(コピー)
- ・ 住民票記載事項証明書(原本)

(注2) 取引関係書類の郵送について

本人確認を行ったことをお知らせするために、当該本人確認書類に記載された住所又は所在地に取引関係書類を郵送させていただきます。

(注3) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(個人株主等の場合)

個人の株主等の方につきましては、株式等の譲渡所得等には、原則として申告分離課税が適用されません。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身で判断いただきますようお願い申し上げます。

(注4) 特別口座からの振替手続

上記に記載のとおり、応募に際しては、特別口座で記載又は記録されている株券等は、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続をお取りいただく必要があります。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時までに応募受付けをした公開買付代理人の本店に解除書面(公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面)を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

フィリップ証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町4-2

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

フィリップ証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町4-2

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	1,443,853,600
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総数	-
買付手数料(b)	9,900,000
その他(c)	3,322,000
合計(a) + (b) + (c)	1,457,075,600

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(3,683,300株)に、1株当たりの本公開買付価格(392円)を乗じた金額です。

(注2) 「買付手数料(円)(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他(円)(c)」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(注5) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金	5,099,796
計(a)	5,099,796

【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
	計			-

ロ 【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
	-	-	-	-
	-	-	-	-
	計			-

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計(b)				-

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計(c)			-

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
-	-
計(d)	-

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

5,099,796千円((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

フィリップ証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町4-2

(2) 【決済の開始日】

2024年9月5日(木曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態(応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(2,976,800株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(2,976,800株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付け予定数の上限(3,683,300株)を超える場合には、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実為準る事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(ただし、法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。)は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、さらに米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方(外国人株主等の場合はその常任代理人)はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

第2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

【会社の沿革】

年月	概要
2005年9月	前身となる株式会社グッドスタッフ(現 株式会社DEITA)を設立
2006年1月	株式会社グッドスタッフ(現 株式会社DEITA)にて、一般労働派遣事業許可を取得し、派遣事業を開始
2006年11月	株式会社グッドスタッフ(現 株式会社DEITA)にて、有料職業紹介事業許可を取得し、人材紹介事業を開始
2007年6月	株式会社グッドスタッフ(現 株式会社DEITA)にて、SIメディア事業(System Integrationメディア事業)を開始
2007年8月	株式会社グッドスタッフ(現 株式会社DEITA)にて、飲食店向けポイントカード事業として、共通ポイントカードサービス「エクポ」を開始
2008年9月	公開買付者グループにおけるシナジー効果を高めるとともに、将来的な事業展開を見据えた経営資源の適切な配分を実現することを目的として、株式移転により2008年に設立
2011年11月	現在の主要事業であるBPO事業(企業の業務プロセスを一括して外部に委託するアウトソーシングの一種です。)を開始
2014年7月	シンガポールにCC TRUST PTE.LTD.を設立し、海外事業を開始
2018年2月	株式会社グッドスタッフ(現 株式会社DEITA)にてPOSレジ販売代行としてCS事業(Corporate Solution)を開始
2019年3月	機械学習・画像認識などAIコア技術の開発を行っている株式会社tiwakiへ出資
2019年7月	タクシー・ハイヤー事業を展開していたリムジンタクシー株式会社の全株式を譲渡
2020年5月	株式会社グッドスタッフ(現 株式会社DEITA)CS事業にて、リモートワーク支援システムの取り扱いを開始
2020年7月	株式会社グッドスタッフ(現 株式会社DEITA)CS事業にて、フードデリバリー関連事業の取り扱いを開始
2020年8月	株式会社グッドスタッフ(現 株式会社DEITA)CS事業にて、デジタルサイネージ関連商品の取り扱いを開始
2020年11月	株式会社グッドスタッフ(現 株式会社DEITA)にて、人材業界のナーチャリング事業及びバーチャルレストランのフランチャイズ加盟店営業の代理店を開始
2020年12月	マーケティング・ビッグデータを活かしたテック事業を展開するシルタス株式会社へ出資
2021年1月	株式会社グッドスタッフ(現 株式会社DEITA)にて、プレミアム商品券事業を開始
2021年2月	株式会社AIncubatorを設立。データ収集、入力、加工および提供サービス事業、人工知能(AI)活用によるソリューション提供、販売およびコンサルティング事業を開始
2021年4月	株式会社グッドスタッフ(現 株式会社DEITA)にて、ケーブルテレビ会社各種契約業務の代理店を開始
2021年11月	SNSマーケティングツール「OWNLY」を提供するスマートシェア株式会社の無担保転換社債型新株予約権付社債を取得
2022年1月	株式会社グッドスタッフ(現 株式会社DEITA)にて、電子決済サービス関連の取り扱いを開始
2022年10月	株式会社グッドスタッフ(現 株式会社DEITA)にて、LINE公式アカウント自動化システムの取り扱いを開始
2023年11月	株式会社OKOLOGIE LEBENを設立し、太陽光パネル及び蓄電池販売事業を開始
2023年11月	株式会社グッドスタッフ(現 株式会社DEITA)にて、企業と企業のニーズを繋げ経営課題の解決を図る自社サービス「X-SHARE」を開始
2024年1月	株式会社グッドスタッフ(現 株式会社DEITA)にて、学生と企業を支援する学生特化型バイトプラットフォーム「CARRICH」の提供開始

【会社の目的及び事業の内容】

(会社の目的)

1. 国内外の会社の株式又は持分を取得又は保有することによる当該会社の事業活動の支配及び経営管理
2. 労務、経理及び財務等の事務代行業務
3. 有価証券の保有、運用、売買及び管理並びにこれらの仲介、代理及びコンサルティング業務
4. 営業代行業務
5. 広告代理事業
6. 経営コンサルティング業務
7. 一般乗用旅客自動車運送事業
8. 高級自動車による送迎等一般貸切旅客自動車運送事業
9. 各種式典・パーティーの企画、立案
10. 発電事業及びその管理・運営並びに売電に関する事業
11. コールセンターの企画・運営及びテレマーケティングに関する受託業務
12. 前各号に附帯する一切の業務

(事業の内容)

公開買付者は、個人や法人に自社製品やシステム、プラットフォーム、ツールなどのサービスを販売、提供したい企業、団体のマーケティング支援業務や営業代行業務、自社サービスの販売、提供並びにコーポレートベンチャーキャピタル事業を行っています。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

(2024年7月18日現在)

資本金の額(円)	発行済株式の総数(株)
84,000,000	708,800

【大株主】

(2024年7月18日現在)

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (株)	発行済株式(自己株式を除く)の総数に対する所有株式の数の割合(%)
指田 仁	Sentosa Cove Singapore	632,265	89.20
中野 知和	東京都板橋区	35,978	5.08
シティクリエイションホールディングス従業員持株会	東京都板橋区中丸町11番2号	20,581	2.90
高嶽 仁一	東京都港区	18,466	2.61
針ヶ谷 進	東京都文京区	716	0.10
槻田 雄一	東京都板橋区	450	0.06
南 拓斗	東京都豊島区	265	0.04
河内 翔太	東京都練馬区	53	0.01
石川 渡	東京都豊島区	26	0.00
計	-	708,800	100.00

【役員の職歴及び所有株式の数】

(2024年7月18日現在)

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
代表取締役	-	高 敏 仁一	1983年7月17日	2005年9月 株式会社DEITA入社 2006年9月 株式会社DEITA 監査役 2007年9月 株式会社DEITA 取締役 2008年1月 株式会社グッドスタッフ 代表取締役社長 2011年9月 リムジntaxi株式会社 代表取締役社長 2015年4月 株式会社シティクリエイションホールディングス 取締役 2016年10月 株式会社DEITA 代表取締役社長(現任) 2022年12月 株式会社シティクリエイションホールディングス 代表取締役社長(現任) 2023年11月 株式会社OKOLOGIE LEBEN 代表取締役社長(現任)	18,466
取締役	-	中野 知和	1976年5月12日	1997年4月 株式会社CAT 入社 2005年9月 株式会社DEITA 取締役 2006年9月 株式会社DEITA 代表取締役社長 2015年9月 株式会社シティクリエイションホールディングス 取締役(現任) 2015年12月 株式会社スカイシーカー 代表取締役社長 2016年11月 株式会社スカイシーカー 監査役 2021年2月 株式会社Alncubator 代表取締役(現任)	35,978
取締役	-	針ヶ谷 進	1978年4月28日	2006年5月 株式会社宝樹堂 入社 2012年7月 リムジntaxi株式会社 入社 2012年10月 株式会社DETA 入社 2013年10月 株式会社シティクリエイションホールディングス 取締役 2015年4月 株式会社グッドスタッフ 取締役(現任) 2020年10月 株式会社シティクリエイションホールディングス 取締役(現任) 2023年11月 株式会社OKOLOGIE LEBE 取締役(現任)	716
取締役	-	田邊 芳彦	1980年2月11日	2004年4月 ユニコムグループホールディングス株式会社入社 2006年6月 株式会社ランドネット入社 2007年8月 株式会社パルスクリエイト入社 2008年10月 株式会社エム・エイチ・グループ入社 2017年9月 株式会社シティクリエイションホールディングス入社 2021年11月 株式会社シティクリエイションホールディングス 取締役(現任) 2022年12月 株式会社DEITA 取締役(現任) 2024年1月 CC TRUST PTE.LTD. 取締役(現任)	-
監査役	-	木戸 正典	1964年9月18日	1988年10月 サンワ・等松青木監査法人(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 1995年1月 日本合同ファイナンス株式会社(現 株式会社ジャフコ) 入社 1996年4月 電通国際システム株式会社(現 株式会社電通国際情報 サービス) 入社 1997年7月 ビーブルソフトジャパン株式会社(現 日本オラクルインフォメーションシステムズ合同会社) 入社 2000年1月 イーベンチャーサポート株式会社(現 株式会社オープンストリーム) 取締役 2000年9月 ソフトバンク株式会社 入社 2008年7月 グローバルブリッジ株式会社代表取締役(現任) 2008年9月 ソーシャルブリッジ株式会社代表取締役 2017年2月 株式会社シティクリエイションホールディングス 監査役(現任) 2018年6月 信陽ホールディングス株式会社(現 GDP株式会社) 監査役	-
計					55,160

(2) 【経理の状況】

公開買付者の第16期事業年度(自 2023年8月1日 至 2023年11月30日)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含みます。)に基づいて作成しております。なお、公開買付者は連結財務諸表を作成しておりません。

また、公開買付者の第16期事業年度(自 2023年8月1日 至 2023年11月30日)の財務諸表は、監査法人又は公認会計士の監査を受けておりません。

【貸借対照表】

貸借対照表

(2023年11月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
[流動資産]	1,006,201	[流動負債]	110,399
現金及び預金	392,568	一年内償還予定の社債	40,000
売掛金	66,041	一年内返済予定の長期借入金	9,996
前払費用	77,964	未払金	29,072
預け金	80,000	未払法人税等	407
一年内回収予定の長期貸付金	369,225	未払消費税等	18,475
その他	20,401	その他	12,449
[固定資産]	2,114,979	[固定負債]	52,861
有形固定資産	6,073	社債	20,000
建物	3,440	長期借入金	25,843
車両運搬具	2,135	その他	7,018
工具、器具及び備品	497	負債の部合計	163,260
無形固定資産	203	(純資産の部)	
商標権	203	[株主資本]	2,957,393
投資その他資産	2,108,702	資本金	84,000
投資有価証券	157,551	資本剰余金	132,008
関係会社株式	1,068,408	資本準備金	105,431
長期貸付金	680,680	その他資本剰余金	26,577
繰延税金資産	175,815	利益剰余金	2,741,385
その他	26,247	利益準備金	1,295
		その他利益剰余金	2,740,090
		繰越利益剰余金	2,740,090
		[評価・換算差額等]	526
		その他有価証券評価差額金	526
		純資産の部合計	2,957,920
資産の部合計	3,121,181	負債及び純資産の部合計	3,121,181

【損益計算書】

損益計算書

(自 2023年8月1日 至 2023年11月30日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		234,298
売上総利益		234,298
販売管及び一般管理費		234,713
営業損失		415
営業外収益		
受取利息	2,766	
為替差益	9,669	
その他	258	12,693
営業外費用		
支払利息	187	
社債利息	54	
長期前払費用償却	888	
その他	125	1,255
経常利益		11,022
税引前当期純利益		11,022
法人税、住民税及び事業税		96
法人税等調整額		5,776
当期純利益		5,149

【株主資本等変動計算書】

株主資本等変動計算書

(自 2023年8月1日 至 2023年11月30日)

(単位：千円)

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金 合計	利益剰余金 合計	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	84,000	132,008	2,825,544	3,041,553	543	543	3,042,096
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	89,308	89,308	-	-	89,308
当期純利益	-	-	5,149	5,149	-	-	5,149
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-	17	17	17
当期変動額合計	-	-	84,159	84,159	17	17	84,176
当期末残高	84,000	132,008	2,741,385	2,957,393	526	526	2,957,920

【個別注記】

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	15年
車両運搬具	2年
工具、器具及び備品	6年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

商標権	10年
-----	-----

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度における貸倒引当金残高はありません。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 16,144千円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末株式数
普通株式	708,800	-	-	708,800

(2) 自己株式の数に関する事項

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議日	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年10月27日	普通株式	89,308	126.00	2023年7月31日	2023年10月31日	利益剰余金

(4) 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 一株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	4,173円14銭
1株当たり当期純利益金額	7円26銭

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ 【四半期報告書又は半期報告書】

ハ 【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2024年7月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	2,000個	-	-
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	2,000個	-	-
所有株券等の合計数	2,000個	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

(2024年7月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	2,000個	-	-
新株予約権証書	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	2,000個	-	-
所有株券等の合計数	2,000個	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(2024年7月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	-	-	-
新株予約権証書	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	-	-	-
所有株券等の合計数	-	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	-	-	-

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

該当事項はありません。

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

氏名又は名称	株券等の種類	増加数	減少数	差引
株式会社シティクリエイション ホールディングス	普通株式	2,000株	-	2,000株

(注1) 公開買付者は、2024年5月23日、市場内取引により、対象者株式1000株を取得しています。

(注2) 公開買付者は、2024年5月24日、市場内取引により、対象者株式1000株を取得しています。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

該当事項はありません。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針」をご参照ください。

第5 【対象者の状況】

1 【最近3年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益(当期純損失)			

(2) 【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2 【株価の状況】

金融商品取引所 名又は認可金融 商品取引協会名	東京証券取引所 スタンダード市場						
	2024年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
最高株価	466円	410円	368円	391円	393円	397円	393円
最低株価	315円	312円	293円	332円	320円	346円	382円

(注) 2024年7月については、2024年7月17日までのものです。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数(人)									-
所有株式数(単位)									
所有株式数の割合(%)									-

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く)の総数に対する所有株式数の割合(%)
計	-		

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く)の総数に対する所有株式数の割合(%)
計	-	-		

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第41期(自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日) 2023年 6月27日関東財務局長に提出

事業年度 第42期(自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日) 2024年 6月27日関東財務局長に提出

【半期報告書】

該当事項はありません。

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

ホリイフードサービス株式会社

(茨城県水戸市城南三丁目10番17号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

5 【伝達を受けた公開買付け後の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

該当事項はありません。